

会 報

第 38 号

国立大学協会

昭和 42 年 11 月

会 報

(第 38 号)

目 次

- 四国総合開発の経過 —吉野川分水と瀬戸架橋—……………久 保 佐土美…(1)
○学生と基礎訓練……………瀧 川 春 雄…(9)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(12)
 - (1) 理事会 (42. 9. 14)……………(12)
 - (2) 第1常置委員会 (42. 9. 8) ……(15)
 - (3) 第2常置委員会 (42. 8. 21)……………(17)
 - (4) 第2常置委員会同懇談会(42. 9. 19) (19)
 - (5) 第2常置委員会 (42. 9. 28)……………(21)
 - (6) 第3, 第4常置合同委員会
(42. 9. 16)……………(22)
 - (7) 第3常置委員会 (42. 9. 16)……………(24)
 - (8) 第5常置委員会 (42. 9. 22)……………(24)
 - (9) 第6常置委員会 (42. 9. 21)……………(25)
 - (10) 第6常置委員会 (42. 10. 19) ……(27)
 - (11) 医学教育に関する特別委員会
(42. 8. 11)……………(28)
 - (12) 医学教育に関する特別委員会
(42. 9. 13)……………(29)
 - (13) 図書館特別委員会 (42. 9. 1) ……(31)
 - (14) 教養課程に関する特別委員会
(42. 9. 13)……………(32)
 - (15) 新設大学拡充特別委員会
(42. 9. 14)……………(33)
 - (16) 研究所特別委員会 (42. 9. 29)……………(34)
 - (17) 第17回大学運営協議会同懇談会
(42. 9. 14)……………(34)

2. 諸会合 (昭和42年8月~10月19日) ……(35)

B 要望書等

1. 大学保健管理の整備充実と制度確立
に関する要望について……………(37)
2. 昭和43年度予算に関する要望につ
いて……………(38)
3. 学生問題についての「会長談話」 ……(43)
4. 国立大学長懇談会開催について……………(44)

C

- 昭和42年度追加予算……………(45)

D 資 料

1. 新設大学拡充特別委員会関係添付資料(46)
2. 留学生としての日本の適地性と不適
地性……………(52)
3. 大学特別研究期間制度要項 (慶応義
塾大学) ……(53)
4. 外国雑誌購入方法の改善について……………(53)
5. 頭脳流出 (brain drain) について……………(57)

E その他

1. 学長, 役員等の異動について……………(62)
2. 寄贈図書……………(62)

四国総合開発の経過

——吉野川分水と瀬戸架橋——

久保佐土美

四国の画期的開発を目的とした四国地方開発促進法が公布されたのは、昭和35年4月28日（法律第63号）であった。それに伴って、第3条の「内閣総理大臣は、四国地方開発審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画を作成する」に基づき総理府に四国地方開発審議会が設置せられた。その委員は衆参両院議員8名、関係各省の次官など10名、四国の知事4名、市長代表および町村長代表それぞれ1名、学識経験者7名合計31名で構成せられた。該審議会はこれまで何回となく東京において会議が開かれてきたが、筆者もその委員の1員に加えられていて、最初からの四国地方開発の進行経過を承知しているものであるから、ここにその概要を紹介する。

1. 四国産業の後進性

紀貫之の土佐日記は貫之が国府のおさを辞して承平4年12月21日（934年）土佐の大津から京都に帰る長い舟日記であり、額田王の『^{にぎ}熟田津に船乗りせむと月待てば汐もかないぬ今は漕ぎいでな』と詠んだ万葉の秀歌も舟出の歌である。屋島の源平の合戦もまた、船で逃げた平家を暴風について義経が追いつきかけ、島の東海辺にたむろする軍勢を海に一掃したいくさであったことは語るまでもない。

このように昔は四国から本州、また本州から四国へ向かうには、ふねによらねばいっさい出入りができなかったものだが今は違う。羽田からも、伊丹からもまた宮崎からも空路がひらけて至極便利になった。しかしそれはごく一部の旅客のことで、大衆は今日でも依然船に頼らなければならない。人々の交通もそうだが、さらに重大な問題は、日々四国から本州に輸送する、反対に本州から四国に搬入する莫大量の物資は今でも絶対に船に依存せねばならないことである。しかも瀬戸内海は春夏濃霧が多く、しばしば船の航行を妨げる、そして時には紫雲丸や南海丸の沈没のような、身の毛のよだつ悲劇さえも発生させる。

四国のこの運送立地条件の制約は、同時に四国の産業経済にいかばかり制約を加えているのか測り知れなく、これが四国の産業経済に大きな後進性を付与している。このゆえに、四国は常に近畿経済圏の隷属的地位を脱却し得ず、古来おびただしい労働力を同圏に奪取されてきた。

ことに近年経済の成長に伴いその傾向は一層顕著となっている。すなわち昭和35年ないし40年における、四国の人口の社会減少率は6.9%という高率を示している。これは同期間の九州の8.5%、東北の7.4%にはなお及ばないまでも、問題は人口増減のいま一つの要因である、その自然増加率が全国

どの地域よりも低いことである。

昭和 35～40 年の地域の人口
の社会増減率

地域名	増減率
北海道	-3.5
東北	-7.4
関東	+7.7
中部	-0.9
近畿	+6.6
中国	-4.7
四国	-6.9
九州	-8.5

すなわち愛媛、香川、徳島、高知の4県の自然増加はそれぞれ4.0%、3.2%、3.1%、2.5%で、46都道府県中愛媛県は34位、香川県は第43位、徳島県は第44位であり、高知県にいたっては第46位すなわち最下位である。四国の人口の自然増加が前記のように驚くべき低率であるのは何に理由するのか、いろいろあげられるが、その最大なものとは四国から対岸の京阪神労働市場に流れ出る人口のほとんどが青壮年層だし、しかもその層の流出は、東北地方などのような妻子を故郷にとどめる出稼的社会減少とはやや性格を異にする、定住的社会減少が大部分だからである。その結果四国の労働事情は雇傭労働も自家労働も著しく不足し、かつその質も老化現象が著しく低下の一途をたどっており、それらもまた四国の産業経済の後進性脱却をはばむ加重的要因となっている。

昭和35～40年における都道府県の人口自然増加率

○大 阪	7.5%	○群 馬	4.6%	×福 島	5.1	×富 山	3.8%
○神 奈 川	7.1	○茨 城	4.6	×宮 崎	5.0	×鹿 児 島	3.8
○東 京	7.0	○京 都	4.6	×福 岡	4.6	×山 口	3.5
○愛 知	6.7	○栃 木	4.5	×福 井	4.4	×大 分	3.5
○北 海 道	6.1	○広 島	4.3	×秋 田	4.4	×岡 山	3.4
○埼 玉	6.0	○和 歌 山	4.2	×新 潟	4.3	×鳥 取	3.4
○静 岡	5.7	○石 川	4.1	×佐 賀	4.3	×香 川	3.2
○岐 阜	5.5	○奈 良	3.8	×山 梨	4.3	×徳 島	3.1
○千 葉	5.4	○滋 賀	3.7	×熊 本	4.1	×島 根	2.6
○兵 庫	5.4	×青 森	6.5	×愛 媛	4.0	×高 知	2.5
○宮 城	5.1	×岩 手	5.4	×山 形	3.9		
○三 重	4.6	×長 崎	5.3	×長 野	3.8		

(備考) ○は人口増加都道府県。は×人口減少県

2. 吉野川の分水

四国の産業経済の後進性の脱却を意図する四国地方開発促進法が公布されたのは昭和35年4月28日であって、その後経済企画庁が立案し、四国地方開発審議会がその審議の段階に入った。開発事業の計画内容は、道路、港湾、鉄道、海上ルート、河川、電力、工業都市および農林漁業に及ぶ広範多岐にわたるもので、具体的に重要なものだけでも吉野川の分水、架橋に基づく本州連絡ルートの開設、四国循環鉄道、四国縦貫および横断国道の開通整備、臨海工業都市の建設などがあげられるが、なかんずく吉野川の分水と本州四国を直結する架橋の二つは、四国の産業経済文化の後進性を脱却せしめるべく重要な問題である。

坂東太郎（利根川）筑紫次郎（筑後川）に次いで四国三郎と古来愛称されてきた長さ 192 キロの吉野川は、その水源を石槌山系に発し、年間 3,000 ミリの雨と豊かな森林に恵まれた高知県の北部山岳地帯を東流し後北に流れを転じて徳島県に入る。その間汗見川、祖谷川、銅山川などの支流の水を合わせて水量を培い、池田町より再び90度転じて東に方向を変え、堂々たる大河の相をなして徳島平野を貫流して徳島市に達し海に注ぐ。このようにこの川は下流に徳島県が位置するゆえに、その水利権は同県が握り、古来しばしば甚大な洪水の被害を被ってきたとはいえ、広大な徳島平野の灌漑用水や徳島市の都市用水の給源として大なる効用を果たしてきたが、高知、愛媛の2県はこの川の水を培いながらもその利用が少なかったし、香川県にいたっては全然その恩恵に預からなかった。そこでありあまる吉野川の水資源を、1 はもって電源開発に供し、他はもって四国4県の農業および工業用水並びに上水道用水に供して、4県の産業の発達と住民生活の安定に寄与し、かつ洪水の際、川水を調節してその被害を防止しようというのが吉野川開発のねらいである。そしてその計画は本流において次の段階で進められている。

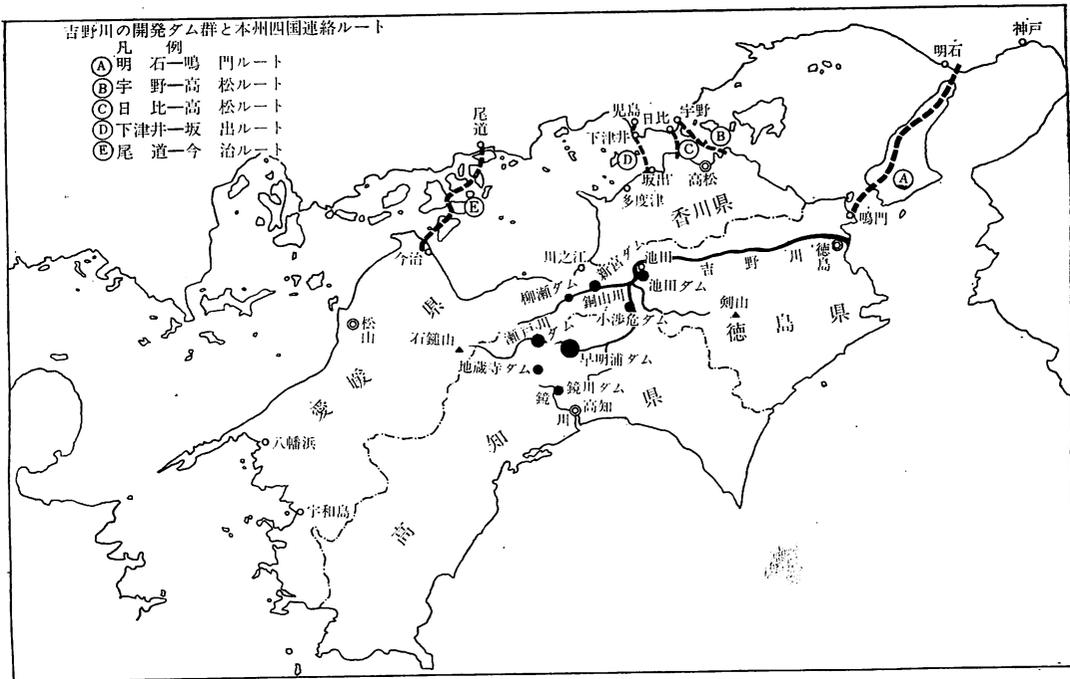
第1段階 高知県土佐郡土佐村中島を右岸、同県同郡本山町吉野を左岸とし、貯水区域上記2町村および同県土佐郡本川村に及ぶ、堤高106メートル、堤頂長427メートルの重力式コンクリートの早明浦ダムを構築して、吉野川開発の始原ダムとする。建設省が手がけたこのダムは、九頭龍川上流の貯水量2億2,300万立方メートルをはるかに上回る、日本最大のこの早明浦ダムは、3億1,600万立方メートルの水を貯留し、うち2億1,600万立方メートルの水を調節的に放流して吉野川本流の所要流量を維持し、洪水防止の強力な役割をはたさしめ、さらに発電も行なう。

第2段階 吉野川の中流を池田町およびその上流の小歩危でせき止めて、それぞれ池田ダムおよび小歩危ダムを構築し、早明浦ダムに貯留した水を調節的に放流し、前者に吉野川第1発電所、後者に吉野川第2発電所を設置する。

第3段階 池田地点において吉野川の正常流量を早明浦ダムや柳瀬ダムの調節的放流と池田ダムの操作によって、灌漑期間毎秒43.0立方メートル（以下43.0m³/sec、と記す）、非灌漑期間15.0m³/sec、の流量を確保し、うち徳島用水は灌漑期間14.0m³/sec、非灌漑期間12.5m³/sec、の流量とし、その内訳は農業用水は灌漑期間3.5m³/sec、非灌漑期間2.0m³/sec、の流量とし、都市用水は灌漑期間、非灌漑期間いずれも10.5m³/sec、の流量とする。また香川用水は灌漑期間12.5m³/sec、非灌漑期間5.5m³/sec、の流量とし、その内訳は農業用水は、灌漑期間8.0m³/sec、非灌漑期間1.0m³/sec、都市用水は灌漑期間、非灌漑期間いずれも4.5m³/sec、の流量を維持し、もってこの分水により農業および工業の生産性の向上に寄与せしめるとともに、上水道用水の不足をも充足する。

第4段階 吉野川本流の池田、岩津間の無堤防部分に堤防を新設するほか、その下流の治水工事をも進め、そのうえ早明浦ダム地点における計画高水流量4,700m³/sec、のうちの2,700m³/sec、の洪水調節を行ない、既設の銅山川柳瀬ダムによるその調節とあわせて、下流岩津地点の計画水流量17,500m³/sec、を15,000m³/sec、に低減させて、吉野川の洪水の被害を防止する。

なおまた愛媛県内を流れる吉野川支流の銅山川では、既設の柳瀬ダムおよび新設の新宮ダムで発電し、都市用水4.98m³/sec、と農業用水0.3m³/sec、の流量を伊予三島市、川之江市およびその周辺の



地区に分水する。

さらにまた高知県内の吉野川上流の瀬戸川に新設される瀬戸川ダムからは $40\text{m}^3/\text{sec}$ 、以内の流量を地蔵寺川に分水して地蔵寺川発電所を新設して発電し、地蔵寺川に新設される地蔵寺川ダムからは $6.0\text{m}^3/\text{sec}$ 、以内の流量を鏡川に落として鏡川第1発電所を設置して発電し、その水で高知市およびその周辺の都市用水を補強する。

以上述べてきたように四国開発の一環として吉野川開発のために構築されるダムは、巨大な早明浦ダムを始め、おおむね電源開発と農業用水、工業用水あるいは上水道用水を供給し、かつまた洪水調節にも役立ついわゆる典型的多目的ダムである。そしてその機能が発現するにいたった暁における経済効果は、吉野川下流の洪水の甚大な被害を絶つ消極的效果のほか、積極的には電源開発において、いずれも最大出力早明浦発電 $42,000\text{KW}$ 、吉野川第1発電 $75,000\text{KW}$ 、同第2発電 $20,000\text{KW}$ 、銅山川第3発電 $11,300\text{KW}$ 、地蔵寺川発電 $66,000\text{KW}$ 、鏡川第1発電 $12,500\text{KW}$ 、計 $226,800\text{KW}$ に達し、これを吉野川水系のあまた既設発電所の最大出力計 $297,022\text{KW}$ に加えると、同水系で開発される電力資源は最高出力合計 $522,822\text{KW}$ となる。

次に分水が直接四国の産業および都市住民生活に与える経済効果であるが、これもまたきわめて大である。すなわち愛媛県および高知県で分水した吉野川本流池田地点の計画流量は灌漑期間 $69\text{m}^3/\text{sec}$ 、非灌漑期間 $33\text{m}^3/\text{sec}$ 、であるが、その流量から同地点の吉野川所要流量灌漑期間 $43\text{m}^3/\text{sec}$ 、非灌漑期間 $15\text{m}^3/\text{sec}$ 、をそれぞれ控除した残りの流量が徳島用水および香川用水に供せられるが、その所要流量の維持は、早明浦ダムの有効貯留量 $17,300$ 万立方メートルの放流と池田ダムの操作によって行なう。

したがって四国4県はひとしく吉野川分水の恩恵に預かるわけであるが、その年間基準分配流量は、

愛媛県は灌漑用水30万立方メートル、都市用水および発電用水1,870万立方メートル計1,900万立方メートル、高知県は都市用水および発電430万立方メートル、徳島県は灌漑用水1,230万立方メートル、都市用水3,460万立方メートル計4,690万立方メートル、香川県は灌漑用水2,430万立方メートル、都市用水1,620万立方メートル計4,050万立方メートル合計11,070万立方メートルとなっており、農業だけでもその受益面積は数万町歩だといわれている。もって吉野川分水の規模の大きさを知るにたる。

吉野川分水の問題は、四国地方開発促進法に基づく開発諸問題が審議の段階に入ってから、真っ先に取りあげられた当面の最も重大な問題であったが、水利権の有無、洪水の有無、早明浦ダム構築による水没町村問題と受益水量、工費負担額などで4県の意見が相異し、幾度か開かれた審議会でも対立論議が活発で容易に結着をみるにいたらなかった。そこで開発促進法に基づき吉野川部会を設置して「四国は一つ」という標語のもとに協議に協議を重ねた結果、昭和41年12月15日ついに原案に対する部会意見の一致をみ、審議会もまた同年同月17日の会議でこれを認めるにいたった。そして昭和38年4月分水のかなめである早明浦ダムの構築が、170億円の工費で着工の運びとなり、同46年3月の完工を目指して作業が進捗している。事業主体は昭和42年4月従来の建設省から水資源公団が継承し、自今同公団が早明浦ダムおよびそれに関連する吉野川本支流の他のダム工事や、分水工事および防災工事などを次々に実施するはずである。

事業がきわめて大きくかつ多岐にわたっているし、分水地点から受益地域や利用地点までの第2次工事は当該県が巨額の県費を支出して行なわねばならないために、吉野川分水があらゆる効用を果たすまでには相当の長い年月を要するであろうが、すべての予定工事が完了し分水の機能が遺憾なく現われるようになるにいたった暁は、四国の農業および工業の生産性の向上は測り知れないものが予想される。わけても雨量が少なく大小無慮数万のため池を設けて灌漑を行なわねばならないほど、干ばつが農業生産力の支配的要因となっている讃岐平野や、工場地帯化に予定されながらも用水の不足でその進行が妨げられている広い塩田跡地を擁する香川県は、分水の実現によって干ばつは解消し、多数のため池用地は豊沃な耕地化し、外に利用のみちなき塩田地帯も用水を得て急速に工場地帯化するであろうし、毎年極端な給水制限を受けて深刻に悩んでいる、高松その他の都市住民も、その悩みが一掃されるにいたることとなる。

3. 瀬戸大橋の架設

四国という一つの島に同座を宿命づけられていた四国4県が『四国は一つ』という標語を掲げて吉野川総合開発に着手したことや、四国循環鉄道、四国縦貫国道および幾筋かの同横断国道が開通整備しつつあることは、同地方の産業、経済、文化の後進性の解消に重大な意義を有することは説明するまでもないが、なおその抜本的打破のために最大の課題は、四国と本州を結ぶ現在の船舶ルートを車両ルート化し、孤島四国の解消である。夢のかけ橋といわれたこの問題が、いまや夢でなく現実の問題となり、調査設計、あるいは試験の段階に入っていることはまことによろこばしいことである。そしてその対象となっているルートは、次の建設省提案の5ルート、および鉄道公団提案の4ルートである。

建設省提案

- Aルート 神戸—鳴門
- Bルート 宇野—高松
- Cルート 日比—高松
- Dルート 児島—坂出
- Eルート 尾道—今治

鉄道公団提案

- Aルート 明石—鳴門
- Bルート 宇野—直島—高松
- Cルート 宇野—大槌島—高松
- Dルート 下津井—坂出

このうち建設省提案のA, B, C, D, Eは道路橋であり、鉄道公団提案のA, C, Dは道路および鉄道の併用橋である。それらの調査設計は建設省および鉄道公団でそれぞれ実施しているが、土木学会もまた昭和36年建設省および鉄道公団から本州四国連絡橋の技術的検討について共同委託の申し入れを受けて、その中に「本州四国連絡橋技術調査委員会」なるものを設置してそれぞれのルートにつき(1)海底地質の調査(2)橋梁基礎の構造、工法(3)最大橋梁の構造、工法、耐風性および耐震性(4)海洋気象潮流および船舶の航行に関する問題(5)その他目的達成のため必要な事項について次の諸元に基づいて慎重な検討がなされている。

本州四国連絡橋計画の主要諸元

ルート	道路橋, 併用橋の別	橋梁の規模 km	最大支間 m	最も深き基礎工事			
				潮流 m/sec.	水深 (1) m	根入 (2) m	1 + 2
A	道路橋	6.6	1,514	4	50	35	85
	併用橋	6.6	1,515	4	50	43	93
B	道路橋	13.4	1,362	2	50	110	160
C	道路橋	7.1	1,362	2	50	60	110
	併用橋	7.1	1,515	2	50	60	110
D	道路橋	6.1	1,111	2	35	10	45
	併用橋	6.1	1,113	2	35	15	50
E	道路橋	9.0	1,010	3	15	5	20

本州四国を結ぶ道路橋にせよ併用橋にせよ、その終点はいわば四国の表玄関となるわけであるから、四国4県はそれぞれルートの位置を必死になって自県に誘致しようとしている。すなわち徳島県は明石鳴門のいわゆる夢のかけ橋の実現が悲願である。無理からぬことである。同県民にとってはこのルートは現在の高松—宇野—岡山—神戸の船車継送ルートに比べれば、地形的にあたかも三角形の一边に等しく阪神への距離の短縮となるからである。これに対し香川県は東西においてルートの位置の相違こそあれ、宇野—高松もしくは下津井—坂出のほか2ルートのいずれかを強く望んでいるし、愛媛県は尾道—今治ルートが九州と本州を結ぶ最上のルートと考えている。また高知県は明石鳴門ルートを主張している点では徳島県と同様であるが、ただ違うのは徳島県は始めは道路橋を望んでいたが、

高知県は終始一貫して併用橋を絶対的に望んでいる点である。高知県がこのルートを強く要望する一つの理由は、同県は冬春の温暖な天恵気候を利用して全国に冠たるキウリ、ナス、トマト、ピーマンなどの促成青果野菜の生産地となっていて、年間百数十億に達するその県外出荷を行なっているが、現在の特種継送輸送は、瀬戸内海の名物の濃霧や台風や冬の季節風のしけこみで、しばしば連絡船が欠航し、毎年正常なその輸送が乱れ甚大な損害を被っているからでもあろう。この問題は、12月から5月まで上記青果野菜の全消費量の5割から8割までを、汐留駅に持ちこまれる高知ものに頼っている東京都民にとっても、「高い山から谷底みればウリやナスビの花盛り」という古い民謡ではないが、決して高見の見物で済まされない問題である。

なぜならば現在の継送が、かけ橋の実現によって直線輸送になれば、中間生産費の著しい低減となり、産地と生産と供給がますます増加して野菜の価格も下がることだろうし、高知、東京間のその輸送を1日短縮して東京都民は夕べ摘みとったこよなく新鮮な青果をあしたの食卓で味わうようになるからである。

上記したように本州四国の新ルートの位置は四国4県でそれぞれ意見が違うが、対岸諸県でも同様であって、兵庫県は同県徳島のルートを支持し岡山県は同県香川のルートに同調し、広島県は同県愛媛のルートを主張していて、これだけは四国は一つ、あるいは中国は一つというわけにはゆかないらしい。

このゆえにこの問題は建設省および鉄道公団において、大所高所から客観的に各ルートの水深、潮流、海底地質の構造およびそれら自然的条件に基づく中央支間長850メートルないし1,500メートルの長大なつり橋架設の可能性、さらにはその耐風性、耐潮性、耐震性などをも遺憾なく綿密に調査、研究および部分的試験を試み、まず架橋の実現性を確認することが第一である。次いで第二にそれぞれのルートの工事の難易や工費の多寡および輸送効果などをも比較検討して、いずれのルートが本州四国連絡の最適のルートなるかを断定すべきで、決して1県1市の誘致運動などを顧念すべき問題ではない。

なおルートの選定は経済圏の大きさやその核の問題からも一応考察さるべきである。すなわち近畿、中国、四国に九州も加えた西日本広域経済圏の設定を想定し、その核を四国北部の臨海工業地帯や水島コンビナートおよび中国の瀬戸内工業地帯とする場合と、近畿、中国、四国を範囲とする関西経済圏を想定して、その核を京阪神都市とした場合とではかなり事情が違ってくるが、現時点にあっては後の経済圏とその核のあり方がより現実的であるように思われる。さすれば本州四国を直結する新ルートは、架橋の技術的条件が許す限り、京阪神に時間的にも空間的にも最も短く四国を京阪神に結びつける直線コースが多少優先的であるように思われる。

4. 四 国 大 学

四国の産業経済の後進性を解消するには、上述してきた吉野川の豊富な水資源の開発や、本州四国の車両ルートの開拓がきわめて重要な基本問題であるが、四国文化の後進性を打破するには四国大学の役割が大きいから、終わりにその問題について少しく触れておこう。

四国はわが国土を構成する四つの島の一つであるのに、戦前は旧制大学なるものが一つもなかったのは何故であっただろうか、幸いにも戦後新制大学が設置されるにおよび、四国四県の最初の一致した要望は、旧制総合大学に匹敵する規模の四国大学の創設であった。そして各県より選出された委員で構成した四国国立大学創立委員会は、幾度も会議して論議を重ね、徳島県には医学部と第1工学部、香川県には経済学部、愛媛県には法学部と第2工学部、高知県には農学部を設置して、教育学部は各県にそれぞれ設置することに本決まりして、ひたすら国立四国総合大学の実現を期待した。ところがその後文部省の方針が変わり、現在のような4県別々の新制大学の設置をみるにいたった。

大学教育の機会均等という観点からいえば四国4県にそれぞれ大学が所在するに越したことはないが、施設設備をほこる四国の一大国立総合大学の設置という観点からいえば、いずれがよかったかは断言できない。かつて森戸辰男先生は、「四国4県は一つの島に同座していて地理的にも、地形的にも大学の統合強化の行ないやすいところである。だから四国4県の大学ではこの問題を検討すべきである」と示唆をせられたことがあった。また元徳島大学長児島桂三先生は数年前の香川大学における四国大学長の集いの席で、四国大学の統合強化の構想をプリントして示し、参考までにと前置きで話題とせられたことがあった。それによると四国の大学を調整的に拡充して、大学の中心部を池田町に置くことにしていたように記憶する。なぜ池田という山紫水明ではあるが小さい町に四国大学の中心部を考えられたのだろうか、おもうにこの地は昔長曾我部元親が土佐の岡豊の城をたち、吉野川伝いに文字どおりの難所大歩危、小歩危の険を踏み越えて進出し、阿波、讃岐、伊予の諸城を攻める白地の出城を築いた比類ない戦略的要地であったし、四国開発における吉野川本流の分水もここで支配する四国4県が相接しどこにも容易に行き来のできる、いわば四国の心臓部であり四国のかなめをなす地点となっているからであろう。

新制大学が発足してもはや20年、それぞれの大学が、それぞれの方向にその整備拡充を行ない、大学の使命をはたしつつあることは喜ぶべきことである。しかしながら今後四国の開発が進み、本州四国のかけ橋ができ、循環鉄道が完通し、四国縦断横断道路網が整備すれば、瀬戸内海や四国山脈はあってなきものに等しくなるので、なんらかの動機たとえば四国4県の合併といったようなことでもおれば、四国の大学も振り出しにもどって、統合強化した一大四国国立大学に編成替えしようではないかという話も出ないともいえない。それにつけても、いなそれはともかく一つの島の上に仲よく同座する四国大学はほぼ同じ規模に調整的に拡充することだけは4県のそれぞれの県民感情からいっても文部当局もよくよく考慮する必要があるはしないだろうか。

(筆者 高知大学長)

学生と基礎訓練

瀧川 春雄

十月十日の毎日新聞夕刊の「憂楽帳」に「電車内の話題」というのが載っていた。「九日朝の通勤電車の話は羽田事件に集中していた——。ひどいなあ、むちゃくちゃだなあ。あれで学生といえるのかね」ということからはじまって、社会党の抗議声明や共産党の声明をこっぴどくひやかしていた。

この文章の中心点は社会党や共産党の声明の批判にあるが、批判は批判として、むしろ私にとっては「あれで学生といえるのかね」という最初のくだりに共鳴を覚えた。学生がいろいろ行動する場合、学内で行動するときには当然学内のルールに規制される。しかし彼等が学外で行動するときには、一個の社会人として彼等の責任において行動すべきものである。たまたま彼等は学生という身分をもっている、社会人として行動するかぎりにおいては社会人として扱われるのが当然である。いい悪いは別として、学生を一人前の人間、紳士として扱う大学の立前からすれば、学生の行動に関して右のように考えるのが当然であると思う。

しかし彼等を一人前の人間として扱うことが正しいかどうか。少なくとも私は彼等を一人前の人間として扱いたいと思っている。ただ一人前の人間として扱おうとするときに二つの点をはっきりさせておく必要がある。

第一は、よく学生諸君が「教官と学生による委員会を作って……」とか「教官と学生が協議の上で……」ということをして口にするのに関連している。われわれ教官と彼等学生は、一個の人格としては互いに尊重し合わねばならない。人間としては飽くまで対等である。しかし大学の機構の中で、教える側、責任をもつ側と、教えられる立場、責任のない立場とでは、本質的な違いがある。この機構の中での立場の本質的な違いは、大学のいろいろの問題を彼等と話し合う場合に重要である。事柄によっては彼等と協議する場合もあろう。しかし一般的に教官と学生がつねに対等の立場で大学に関する問題を協議しなければならないという原則などのある筈がない。

第二は、行動する学生が自己の信念に基づいて活動しているのかどうかという点である。戦前の学生は現在の学生に比べてよく本を読んだ。歴史、哲学の類いから小説、随筆にいたるまで、多くの学生はむさぼり読んだものである。更に外国語の鍛えられ方が現在に比べて段違いであった。歴史と哲学に関する読書が、判断や思考の基礎訓練となることは当然考えられる。と同時に外国語の修得によって、外国の思想を自らかみくだくことは、同様に教養の基礎を身につけることに通ずる。語学のできる人の頭は模倣に適するが、独創性を欠くからものの役に立たないという人がある。しかし教養の基礎となる語学に努力を注がないでなんの独創も生れるわけがない。いわんやそこには模倣すら生れ

ない。本を読むこと、したがって外国書を読むことは教養のためであり、語学の修得はその基礎を固めるためである。

書物を読み、自己の判断や思考の基礎訓練をなし、そして迷い、悩み、このようにして自己が形成されてゆくのである。現在の学問は予断を許さない。学ぶものに迷いはつきものである。迷うがゆえに研究し、考える権利と義務が生ずる。学ぶものは断じて予断を抱いてはならない。

現在の学生が果たしてこのようにして基礎訓練を積んでいるであろうか。そしてこのようにして築き上げた自己の信念に基づいて行動しているであろうか。例外はあるかも知れないが、私は多くの学生がそうではないと思う。つまり右にあげた第二の「行動する学生が自己の信念に基づいて活動しているかどうか」という点については、多くの学生がそうではないように思う。

× × × × ×

私はしばしば学生の委員と会って話し合う機会が多い。その際教養部在籍の学生の委員におめにかかることがよくある。教養部在籍といっても、留年学生がいるからすべての者が年若いとはいえないかも知れない。しかし大学に入学してから一年未満の者や二年未満の者が、自己の判断や思考の基礎訓練を充分してきたとは考えられない。彼等が幼稚な論理を口にしたり、ダダツコのようなことを口にするとき、そこには子供っぽさが満ちている。こころしたときに、彼等を一人前の人間として扱いたい気持をもち続けながら、私の頭に微苦笑と一種の失望が横切る。学生の学外活動にも、こうした入学後一年未満や二年未満の者が多く参加しているのを眺めるとき、いつも私の頭に上のようなことがふと浮ぶのである。

現在の大学の入学試験は非常にむずかしい。大学受験生は必死になって入試に向かう。受験生は入試技術のみがくために異常な努力をほらわなければ大学の関門を越せないからである。こうした受験勉強と教養の基礎となる読書や思考が簡単に両立するとは考えられない。教養の基礎を身につけるのは、自然大学に入学してからということになる。

大学に入学してからこのような基礎訓練を本格的にはじめるとすれば、教養部における自己訓練が重要な意味をもって来る。それは決して短時日で習得できるものではなく、一步一步積み上げてゆくものであり、あともどりをしてはまた前進してゆくものである。多くの学生諸君にこういう自己訓練が欠けているとすれば、その責任の多くは先ず教養部が負わねばならないであろう。現在の教養部に、もちろん例外はあるであろうが、このような自己訓練を学生に沸き立たせるような雰囲気があるであろうか。教養部の使命は何か。このあたりに問題解決の一つの鍵があると思われる。

× × × × ×

昔に比べると戦後は特に勉学に便利な書物が沢山刊行されている。特殊な専門的研究は別として、一般的に勉強しようとするれば、一々古典や原典をひもとくなくてもことは足りる。こうした傾向は、勉強する者を便利な刊行物の利用に追い立てる。便利なものを利用することは結構であるが、すべてをダイジェスト版で片付けることになると問題である。ダイジェストやパンフレット知識で基礎訓練のできるわけがない。

私はすべての学生がダイジェストやパンフレット知識で物事を片付けているとは思わない。しかし

かなり多くの学生にこの傾向があるのではないかと思う。暇つぶしに週刊誌を読むのもいいが、多くの学生の手には週刊誌をみかけるとき、何か今の学生の浅薄な読書傾向をみる思いがしてならない。

× × × × ×

大学が変貌しつつあることは事実としても、大学が学問の場であるという本質は変わらないと思う。しかし私などが考えている本来の大学の姿というものと、現在の日本の大学の間には非常なギャップがあるのではなからうか。学生を本当の意味で鍛えるために、入学試験を楽にして入学後にうんときびしい教育をほどこし、容易に卒業させないというシステムも考えられる。またドイツ式にあらゆる学部の学生に国家試験をほどこすシステムも一つの方法である。教養部を名実共に教養のための基礎訓練の場に強化することも考えていいことである。いずれにしても学生が自ら学び、自ら考え、自ら悩み、自己をたくましく鍛えてゆくことを真剣に考えねばならないと思う。それには学生の自覚が何より必要であるが、大学がそれにふさわしい条件を備えなければその自覚は実らない。否、そういう条件のもとにおいてこそ、自覚が生れてくるのではなからうか。

「あれで学生といえるのかね」という「憂楽帳」の一節は、いろいろの意味を含んでいるであろう。若い学徒が計画的な暴力行為を行なうことに対しては、いかなる理由があるにせよ許されるべきでないと思う。「あれで学生といえるか。学生にあるまじき無茶な行為だ」と一般に人々が考えるのは当然であろう。しかし私はむしろ、学生がいろいろの行動をとる場合、果たして彼等が自己の判断や思考の基礎訓練をして、しかる後に自己の確乎たる世界観に基づいて行動しているのかどうかという点に大きな問題があると考え。充分に考えることなく、浅薄な判断で行動したのなら、真面目な学生にあるまじき行為である。理由なしに敵国人を虐殺していた前線の無知な兵隊と選ぶところがない。学生というものをもっと理論的に行動すべきものである。

こういう形の騒動が繰り返されないことを私は念じている。しかし思想は自由である。われわれはいかなる思想をも学ぶ権利をもっているし、それを抱く権利ももっている。だが一つの思想、一つの考え方を身につけるためには、それ相応の道順と努力が必要である。こうしてえられた自己の信念に忠実に行動できる人間は尊敬すべき人であり、また誇り高い人である。私は若い学生諸君がこういう人間に成長してほしいと思う。それにはたゆまぬ自己訓練が必要であり、学問の峻厳さを知り、学問に忠実であることが前提となる。

(筆者 大阪大学学生部長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和42年9月14日(木)午前10時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長

奥田、福田両副会長

堀内、佐藤、本川、秋月、和達、三

輪、実吉、増田、石橋、渡辺、八木、

稲荷山、川村、長谷川、遠城寺、妻

木各理事

藤田第1常置委員会委員長

小川第2常置委員会委員長

玖村第7常置委員会委員長

小塚教養課程に関する特別委員会委員長

近藤、岡田両監事

大河内会長主宰のもとに開会。

1. 理事の交代について

会長から、長谷川群馬大学長の退任に伴い、秋月群馬大学長(42.5.1付)が理事に就任された旨披露があった。

2. 特別会計制度協議会について

会長から、大学が外部から受け入れる研究費の取扱いの改善について特別会計制度協議会において検討しその基本方針を文部省と取りきめ

たことは先の理事会及び第39回総会で報告した通りであるが、その後、専門委員会を開き、その方針に関する具体的実施案について検討し、成案を得た。別紙の文部省から各国立大学長あての通達(文会総第325号、同340号、同341号)は、その成案にもとづいてのものである旨報告があった。

また、会長及び鶴田事務局長から上記各通達の要旨について説明があり、なお鶴田局長より関連して、特許権の問題について、特許法の問題、勤務発明、実施権および帰属等その要旨について説明があった。

3. 特別委員会について

会長から、先の理事会(42.6.25)および総会で下記の新特別委員会の設置が決定され、その委員の選任については、それぞれ会長、副会長、委員長等に一任されたので、その後相談の上それぞれ選任した旨報告があった。(37号79頁参照)

① 医学教育に関する特別委員会

② 教養課程に関する特別委員会

③ 図書館特別委員会

④ 研究所特別委員会

なおこれに関連して、会長から上記特別委員会は、同時に開設した関係もあり同一人が各委員会に重複して選任されて、負担が大きい委員が数名あり、この委員についてはご本人の希望もあり、下記のとおり取りはからいたい旨説明があり了承された。

○研究所特別委員会

川村委員(広島大)に代わり赤木学長(岡

山大)を、

○医学教育に関する特別委員会

八木委員(神戸大)の代わりについては、法文系の方からの意向もあり、副会長・福田委員長と相談の上決めたい。

伊藤委員(新潟大)の退官に伴う欠員の補充については、副会長、福田委員長と相談の上決めたい。

また、新設大学拡充特別委員会の委員については、長谷川群馬大学長の退任により新任の秋月学長に委員をお願いし、そのほかの委員についても委員の範囲が理事会で確認されていなかったもので、別紙名簿(37号78頁参照)の通り確認を願いたい。

なお、近く退官の新潟大学長並びに金沢大学長の後任については、後任学長が決まった時点で渡辺委員長と相談の上決めることを承認願いたい。

4. 会則第22条第2項第2号の常置委員会委員(教員の委員)の補充について

会長から、第1常置委員会の教員委員であった中川教授(北大)が北海道教育大学長に就任されたため、その後任についてお諮りしたい。その案としては、北海道東北地区から代員として、北大の村尾教授が、永年第4常置委員会の専門委員であった関係から、第1常置委員会ではなく、第4常置委員会の委員をお願いし、これに伴い現在関東甲信越地区から選出の第4常置委員会の委員である台教授(東大)が退任され、その代わりに第1常置に所属する適当な教員委員を関東甲信越地区より選出するという案が考えられる旨説明があり、その選考については会長、副会長及び委員長に一任することに了承された。

5. 要望書の提出について

- (1) 会長から、大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書(37頁参照)を文部省、大蔵省にそれぞれ提出した旨報告があった。
- (2) 会長から、43年度予算関係に関する要望書については、提出時期の関係もあり理事会を開催して要望書を作成するいとまがないと考えられるので、従来通り、第6常置委員会に作成を委ね最も適当な時期に提出することにした旨説明があり了承された。(38頁参照)

6. 第40回総会について

会長から、第40回総会は11月30日、12月1日の両日にわたり、国立教育会館で開催したい、この日時は会場の都合によるものであること、なお、総会と併せて国立大学長懇談会(仮称)といった形で、学長と文部省との話合いの機会を持つてはと思う。ご了解が得られるならば、第2日目の午後の時間をこれに当ててはどうか、等別紙「国立大学長懇談会開催について」(44頁参照)について諮られ、これを実施することが了承された。

7. 昭和42年度追加予算について

鶴田事務局長から、「大学院設置基準をめぐる所見」「同参考資料」および「学生問題に関する資料」の作成経費並びに頒布収入についての歳入歳出の追加予算の説明があり、承認された。(45頁参照)

8. 各常置委員会及び特別委員会報告

- (1) 第1常置委員会藤田委員長から、文部大臣から、中教審に対し、教育制度の再検討につ

いて、諮問が出されたが、関係深い問題であるので、このことについて、9月8日委員会を開備し、文部省からも実情を聞いた。今後諮問されている基本的問題に対する考え方について検討を進めたい旨報告があった。

(2) 第2常置委員会小川委員長から、一期校・二期校の問題について、従来からの検討の経過と、アンケートを集計したものを各大学に送付するとともに何等かの結論を得て秋の総会に諮りたい予定であるが、文部省では、社会に及ぼす影響を心配しているようであり、省内に設けられている入試制度改善委員会を開いて検討を進めてもらうこととした。また、この問題について、9月19日には、文部省の局長、私学の代表、高校の代表と懇談の機会を持つことにしている旨報告があった。

(3) 第3常置委員会三輪委員長から、学生運動の基本的問題を中心に検討を進めることとしたいと考えている旨報告があった。

(4) 第4常置委員会遠城寺委員長から、8月17日に保健センターに関する要望書を提出した。(37頁参照)これは現在の調子で保健センターが設置される場合、全大学に行きわたるのには20年もかかるので、これを少なくとも5年で設置が完了するようにとの趣旨のものである。なお43年度概算要求には12大学が設置されるよう要求されている。

また、今後は第3常置委員会とも話し合っ
て学生の経済状態——学生の奨学金、アルバイト、宿舎等、に関する問題について調査検討して行くことにしている。各大学で学生の生活調査等実施された結果を第4常置委員会に提出願ひそれを参考にして行きたい旨、報告があった。なお、会長より、各大学で学生の経済状況などを調査し分析した結果を、教

官に利用し活用してもらうよう要望された。

(5) 第5常置委員会渡辺委員(篠原委員長欠席)から、目下外国人留学生に関するアンケートの結果について調査整理中である旨報告があった。

(6) 第6常置委員会増田委員長から、9月5日に、43年度予算に関する要望事項の問題につき文部省の会計課長と話し合い検討した。

本省の考えもふまえ、各地区からの要望も取り入れて重点的なものにアクセントをつけた文書をと考え、近く専門委員において作業したい、これをタイムリーに提出することを了承願いたい。

各地区の学長会議でも要望が出ている学生の課外活動に関する費用等は毎年要求していることではあるが、どのようなアクセントをつけて要求するかが問題となっている。

授業料値上げについては、国立大学の目的使命からいって基本的に反対の意見が強い。

教官の待遇改善の問題も検討されているが、助手の大学院担当調整額の問題は、教養課程の教官に対する待遇差別解消の問題とも関連することで困難な問題である。なお、助手の初任給調整手当が一様でない点についても検討を要する旨の報告があった。

(7) 第7常置委員会玖村委員長から、教員養成大学の実情及び県単位の教員養成制度等につき説明があり、教員養成の仕方にも色々問題があり、教員免許法改正の問題も毎年流れている。ご意見を聞きながら、近いうちにアンケートして全大学共通の問題点をつかみ、考えたい旨の報告があった。

(8) 学生問題特別委員会奥田委員長から、「学生問題に関する資料」の刊行も行なわれたので、この特別委員会は既にご了承を得たとお

り9月1日付で解散することにした。資料の続編を出すかどうかは今後の状況によることにしたい。

- (9) 科学技術行政特別委員会和達委員長から、科学技術基本法案再提出の動きを見せて来たようで、最近検討用試案が出たようであるが、大学は部分的に入って、全体としては除かれている。大学は別途に考えるという条項がない限り置きざりになる心配がある。この点今後新資料に基づいて検討したい旨報告があった。

なお、会長より、国大協としては何回かくりかえし検討して来たが、同じ態度で進みたい旨の発言があった。

- (10) 新設大学拡充特別委員会渡辺委員長から、本日午後委員会を開催し、審議する考えである。学科目制と講座制の格差の是正の問題など問題が多いのでじっくり腰をすえて検討し、何等かの要望も考えている旨報告があった。

- (11) 教養課程に関する特別委員会小塚委員長から、これまでに2回の委員会を開催したが、実状把握のため各大学よりアンケートを求めることになった。このアンケートは事務的に回答ができるような内容のものとし、10月末までに回収し、それをとりまとめて11月15日頃第3回の委員会を開催し検討することとなっている旨報告があった。

- (12) 医学教育に関する特別委員会福田委員長に代わり、遠城寺委員より、これまでに4回委員会を開催し、インターン問題、国家試験問題を中心に、これ等の消息に通じている第一線の人に出席願って話を聞き、また今後取り上げるべき問題として、(1)医学部附属病院の機能と医学部卒業生の研修制度及び医師免許制度等に関する問題、(2)医学部卒業に至るま

での教育に関する問題、(3)その他医療制度及び施設の改善方策・学位制度・専門医制度・医師再教育等の問題について検討を進めている旨報告があった。

- (13) 図書館特別委員会川村委員長から、これまでに2回委員会を開催し、検討すべき問題点について審議を進め、特に東大の図書館を視察して図書館の実態を把握し、大学図書館の任務を掘り下げて、研究の面並びに教育の面から検討してゆきたいと考えている旨報告があった。

- (14) 研究所特別委員会本川委員長から、7月24日に委員会を開催したが、各委員から検討すべき問題の提起を願うこととして、目下それを集めている。その結果、どのような問題点を取り上げられるか、特に共同利用研究所に関しては問題が多いかと考えられる旨報告があった。

以上で審議を閉じ、このたび退官されることになった石橋金沢大学長より、特に退官の挨拶があった。

なお、鶴田局長より、去る8月末に開催されたユニバーシアード東京大会について、参加大学数、入場券発売数等について報告があった。

(2) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和42年9月8日(金) 1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 藤田委員長

実方、大政、小塚、石橋、堀尾、八木、長谷川、広田、各委員

安藤専門委員

説明者

文部省犬丸企画室長

鈴木参事官

藤田委員長主宰の下に開会。

初めに、宮崎大学長広田委員の紹介並びに、北海道大学中川委員が北海道教育大学長に就任のため、委員を辞されることになった旨の報告があって、議事に入る。

先ず、委員長より、本委員会の所掌事項中図書館、研究所、及び附属病院等の問題については、新たに特別委員会を設けて検討することにはなったが、このたび、文部大臣が中央教育審議会に諮問された事項は、学制全般に関する問題で、本委員会とは最も関係の深い問題であると思うので、本日は、文部省の犬丸企画室長より中教審の審議事項等について説明を伺うこととした旨挨拶があり、犬丸企画室長より、中央教育審議会に対する文部大臣の諮問の、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」とその理由および検討の観点等（会報第37号71頁参照）について説明がなされた。

検討の観点としては、

- (1) 学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等。
 - (2) 人間の発達段階と個人の能力・適性に応じた効果的な教育。
 - (3) 教育費の効果的な配分と適正な負担区分。
- の3点であって、この観点に立って、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」検討をしようとしているものである旨の説明がなされ、なお、「文部大臣の諮問理由説明要旨」並びに、「文部事務次官の補足説明要旨」についても説明があり、更に今後の運営方針について説明し、

国立大学協会の意見も伺いたい旨が陳べられた。次に、中央教育審議会委員、臨時委員、その他、専門委員、並びに、特別委員会の編成等について説明があり、そのうち第21特別委員会は「学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等」の観点から調査審議する（主査古賀逸策）。第22特別委員会は「人間の発達段階と個人の能力・適性に応じた効果的な教育」の観点から調査審議する（主査大泉孝）。第23特別委員会では「教育費の効果的な配分と適正な負担区分」の観点から調査審議する（主査高村象平）。こととなっており、9月18日に委員会を開催する段階であって、本年中は資料の収集を主とし昭和43年度末までに、一応の中間報告を纏めるような予定になっているとの説明があって、各委員より、次のような意見の開陳が行なわれた。

- 学校教育を教育の面からのみ取り上げているようだが、大学における研究体制についても考えてほしい。研究の否定とまらないように願いたい。
- 国、大、協は本来大学は研究と教育の二面を持つと考えており、大学以外の高等教育機関とは異なる。このことを認識すべきである。研究ということが出ていないのが心配である。研究教育の問題は、国立大学協会の中でも見解を統一する必要がある。
- 従来の考え方を改めない傾向が強い点と、大学院は研究教育とし、学部は教育研究としている点、この考え方を改めるべきであろう。
- 日本人の国民性に密着した教育を考える必要がある。
- 教育を教育投資効果の面からのみ追求している傾があることも問題である。

以上、委員長より、本委員会としての審議の進め方について諮られ、文部省よりも先に結論を出し、それを文部省にあらかじめ知らせるか、あるいは、一応中教審の審議の大筋が出ているので、この項目について考えることとするか。しかし現状の認識と分析をとのことだから、もう少し問題点が出されてから考えるか、などの意見が出されたが、中教審の委員である小塚委員から、国大協としてはどう考えるかの問題点が出ていれば、その考えについて発言が出来るので早めに方向だけでも考えておいてほしい、第21特別委員会の(1)国民の教育に対する需要と教育の機会(2)社会の人材に対する需要と学校卒業(3)学校教育の成果に対する社会的評価については、同時に採り上げられるかと思うので、これらについての意見を聞かせてもらっておくと都合が良い、との発言もあって、とりあえず第21特別委員会の上記(1)(2)(3)の問題あたりから始めることとし、9月18日に開かれる第21特別委員会の模様をうかがった上で、審議を進めることに了承された。なお、第22特別委員会の(1)能力の適切な判定による入学許可は、第2常置委員会にも関係があるので、知らせておくこと、および関連して、本委員会と中教審との双方の連絡の必要であること及びその方法についての話し合いもあった。

次いで、中川委員が北海道教育大学長に就任に伴う後任補充については、会長、委員長で相談の上選考し、理事会に諮ること。また、専門委員も大学院設置基準の検討が一段落したので、今後どうするかについても相談願うこととして何れも了承された。

前記の第21特別委員会は、9月18日、第22特別委員会は25日、第23特別委員会が10月2日に開催される予定であり、次回の本委員会は、10

月20日(金)1時より、開催することとした。

最後に石橋委員より、9月21日をもって退官することとなるにあたり、特に挨拶があり、また、鶴田局長より、「大学特別研究期間制度要項(42.6.29慶応義塾大学)」(53頁参照)について報告があって閉会した。

(3) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和42年8月21日(月)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小川委員長

黒沼、中村、続、佐藤、藤本、川村
各委員

説明員 文部省大学課徳平課長補佐
小川委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日は、前回(7月24日)の小委員会における入学試験期日に関するアンケート案についての審議に基づいて作成した(1)「入試期(一期・二期)に関する審議経過」及び続委員の作成による(2)「国立大学の入学試験期日に関するアンケート(昭和42年5月)の回答整理結果」並びに「同上附表」及び(3)「国立大学の入学試験期日決定方法について」についてご審議を願いたい。なお従来 of 経緯を知って頂く趣旨から(4)「国立大学の入学試験期(一期・二期)改善についての私案(鶴田)」もおくばりしたのでご覧願いたい。この問題は、既に3年越しの懸案であり、第2常置委員会としても案を纏め、理事会に諮って、秋の総会には解決するように進めたいと思う、なお文部省の関係者にも知っておいて欲しいので関係官の出席を求めた旨述べ審議に入る。

先ず、資料(1)の審議経過を朗読、次いで、続委員より、資料2の附表について、更に資料2(「国立大学の入学試験期日に関するアンケート」の回答整理結果)について詳細な説明が行なわれ、続いて、資料3(国立大学の入学試験期日決定方法について)説明がなされた。続いて委員長より文部省では、本問題についてはまだ余り検討が進んでいないようであるが、

- (1) 入試改善委員会で十分に話し合うことが必要であろうこと。
- (2) この問題の解決には社会的要求を考慮する必要があること。
- (3) 高校側の受けとり方を注視する必要があること。

など、文部省としては、慎重な態度で臨む意向である旨の報告があり、各委員から大要次の様な意見の開陳があった。

- 1) アンケートをとることによって、多少でも現状において一・二期校の調整の方途を見出そうとする方法をとるとしても、何か具体的な調整方法をとらないで各大学で決めた場合固定されると後でどうにもならない状態となる心配はないか。鶴田私案は地域毎に調整をはかろうとする考えが基調となっていて話し合う場を予め協定しているので、あとの調整が進め易いと思うが、でない各大学で入試期日を選択するに当たっては、他大学の様子等個々に話し合わないとは回答出来ないのではないかと思う。
- 2) 二期制をとり、届出制としても調整が出来ない、また、当該大学の自主的決定だけで決めるというのでは混乱を起こすようなことにならないか。しかし一度混乱を起こしたほうが良いのかも知れない。
- 3) 一期制は、理論づけにはよいが、再募集を

要する大学が必ず出る。

○高校のガイダンスが徹底しているので再募集の心配はあるまいと思うが、文部省では、ガイダンスのみでは断定はできないという心配をもっている。

○二期制の届出で制なら格づけではなくなるので、二期校が増えることにもなり、一・二期は大学の格づけでないという趣旨を理解させることになる。

○しかし、具体的には東京大学が原点であって、その動向が問題である。

○国、大、協の動きを見ながら文部省においても真剣に検討して欲しい。審議が何時も振り出しに戻るので困る。

- 4) 基本的な方針をたてて、これによって重ねてアンケートをとることにより決定の方法を見出す外に手がないようである。さもなくば差し当たり、困っているところの手直しについて、強硬に文部省に申し入れることである。

以上のほか種々意見が述べられたが、結局、資料(3のP.7(C)のC)は学内問題であるとの理由からこれを削除することとして原案の主旨を了承した。なお、この案を進める前に文部省でも入試改善委員会を招集してほしいので、天城大学学術局長の都合などをきいた上、本問題の懇談のための委員会を開催するように取り運ぶことを了承した。

なお、最後に、藤本委員より、学会等の関係から二期校の入試期日を二、三日繰り上げることは出来ないものか、との発言があり、委員長より、「入試改善委員会」の問題であろうから文部省側に申し入れることとして閉会した。

(4) 第2常置委員会懇談会議事要 録

日 時 昭和42年9月19日(火) 2時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者

国立大学協会側

小川委員長

二方(代,秋山学生部長),中村,統,

佐藤,藤本,坂手,岡田各委員

文部省側

天城大学学術局長

説田大学課長,外1名

入試改善委員会側

朱牟田委員長

真田小石川高校長

長島小石川工業高校長

幸田青山学院女子短大学長

関口慶応義塾大学文書部長

小川委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日は、国立大学協会第2常置委員会の委員と、文部省から、天城大学学術局長、説田大学課長、入試改善委員会から、朱牟田委員長、真田、長島、幸田、関口各委員のご参加を得、また第2常置委員会以外から、岡田学長のご出席を煩わし、大学入学試験期日に関する問題を中心にお話をうかがうこととした。本日の話題である「一期校・二期校の問題」は、重要な問題なので、第2常置委員会としては、今日まで、過去3カ年にわたってアンケートも重ねて真剣に論議して来たところである。しかし、問題が問題であるだけに、今、直ちに、理

想的な結論が出るものとは思わないが、幾分でもこの問題を改善し得ればと考えている。第2常置委員会としては、現在の二期制を残し、著しく不合理な点を手直しして行きたいとの意見もあるが、私の印象としては、この問題は単に一・二期の問題だけでなく色々な要素がからみ合っていて簡単なものではないと思う。色々お話をうかがった上で考えたい旨の挨拶があって、鶴田事務局長より、「入試期(一・二期)に関する審議経過」について説明し、続いて、統委員より、

①「国立大学の入学試験期日に関する第2次アンケート」の趣旨、②同アンケートの集計表、③同アンケートの回答整理結果について、詳細な説明がなされた。次に、中村委員より、第2常置委員としての補足的説明があって、

① 2回受験させる理由

② 現在の一・二期校のわけ方が合理的であるかどうか。

③ 一・二期校が長い間にわたって固定され、格付け化されていること。

④ 学生並びに教官に対する心理的な面が問題となって来たこと。

⑤ 問題点が全部二期校に集中していること。

⑥ 入試期日を大学自身が自主的に決められないこと。

⑦ ストレスの蓄積、その他、私立大学や高校との関係等種々の問題点の指摘があり、改善の方向としては、現行の手直し、2期の再編成、自主的決定、一斉に行なう等色々な方法が考えられるが、a)案が現行制にも近く一つの方向を示すものになっていると思う旨が述べられた。

また、佐藤委員から根本的に問題は2つある。

① は精神的問題で、大学の希望によって二期

を選んだ大学ならよいが、他から二期に指定されたことがやがては格付けともなりその大学への入学をよるこばないような結果になっている。

- ② 入学試験の事務的処理についても物理的限界にきているなど名古屋工大の実情について説明し、他の大学の例についても、説明があった。岡田学長からは、2回受験の案には賛成出来ない。2回受験させることが結果から判断して必ずしも親心にはならない。との意見が述べられた。

入試改善委員側からは

- 国立大学の入試発表が著しくおくれることは、私大の学生募集にこまること。
- 著しい改正は、私大にも影響を及ぼすことになるので、慎重に考慮して欲しい。私立大学では、大学間の話し合いを重ね、その永年の積み重ねが現在にきている。等の発言があった。

次に、天城大学学術局長より、

入試のための設営や入学取消し等の苦労はわかるが、コンプレックスは国立大学の一期・二期の問題のみではなく、国、公、私立が組み合わさってからみあっているもので、全国の大学を一期にしなければ解決しない問題である。しかし、全国、400の大学を一回の入試にすることは不可能である。専門別に組み替えるとすれば、一切をご破算にして学部別に考えるほかない。入試事務の問題は、選抜方法改善の問題であり、第三者の力を借りるなどよりほかに解決の方法はないと思う。結論として、国、大、協の第2回のアンケートの意見では、二期校の少数大学が一期校に代わることにある。果たしてそれでよいかももう少し検討する必要があるように思う旨の意見が述べられた。

入試改善委員側より、

名古屋工大の発言は身につまされた。高校にも、そのような形が表われている。しかし、かりに、コンプレックス解消のために1回勝負にするとすれば、数大学に出願することが許されるとすれば、かえって物理的困難は更に輪をかけることになり、また出願について強い力で統制を加えるとすれば、片寄りがひどく2次募集をしなくてはならないことにもなる恐れがあると思われる。高校側が格差をつけるとの話はうなずけるが、教師の力よりもはるかに強い力が生徒自身及び父兄側にある。この問題は一つの社会現象であり、単に一・二期の問題では解決が出来ないと考える旨の発言があった。

なお天城大学学術局長から、試験科目は各大学で決めているのに、試験期日を大学が決められない点を問題としているが、自主的に決めるとしても、多くの大学が3月に集中する以上、その幅の中で秩序が出来ているのであって、この幅のせまいところで色々な問題を解決しようとするのは無理である。文部省としては、現実の線を頭に置いて国立大学だけでなく、日本の大学全体について、社会の情勢等も併せて考えたい旨が述べられた。

以上をもって懇談会を閉会（文部省ならびに入試改善委員会関係者退席）

引続き、第2常置委員会を開き協議の結果、第2常置委員会としては、アンケートを出して、11月20日頃までに、基本方針について意見を聞き、11月末の総会までにこれを集計して総会に提出することし、その形式等については、委員長と鶴田事務局長に一任することを了承して閉会した。

(5) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和42年9月28日(木) 1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 小川委員長, 大河内会長

堀内, 藤田, 三輪, 増田, 秋月, 黒

沼(代, 山口学生部長), 二方, 佐藤,

中村, 続, 各委員

小川委員長主宰の下に開会。

先ず, 新委員の秋月群馬大学長, 並びに水産大学長代理として出席の山口教授の紹介があつて, 委員長より, 先の第2次アンケートの集計結果に基本方針案を附して各大学に報告し, これに対する意見に基づいて再検討の上最終的なものを立案し, 秋の総会に諮る予定で, 検討を進めて来たが, 基本方針案の立案途上に問題が生じたのでその点について本日はご検討をお願いしたい旨述べられ, 続いて鶴田事務局長より, 次の配付資料の説明があつた。

- (1) 入試期(一期・二期)に関する審議経過
- (2) 「国立大学の入学試験期日に関する第2次アンケート」の回答整理結果,
- (3) 同上集計表(①～⑤)
- (4) 国立大学の入学試験期日決定方法について
- (5) 国立大学の入試期日について(第39回総会に報告したもの)

次いで, 上記資料(4)の朗読があつて, 委員長よりこれまでに論議した問題の中心は, 7頁の(4)の届出で制についてであつて, 文部省に届出での前にどこかで調整するのか, 届出でどおり文部省が実施するのか或いはそれを調整するのかなど何処でチェックするのかの点ですっきりし

た結論が出ない。届け出ることによって, 文部省側が充分考えて処置することを期待することもどうか, 調整する方法を考えないとこの問題は解決しないように考えられるのでこの点について検討を願いたい旨説明され, 各委員の間に種々意見が開陳された。

- (1) 入試期日等について, 2年前に予告することにすれば, 受験者側に混乱は起こらないとの意見が高校側にあつた。
- (2) 文部省は慎重論に傾いている。
- (3) 私大側には, むしろ1回とした方がすっきりするとの意見がある。
- (4) 現在の受験者の志望状況を見ると, 凡そ, 2回受験の機会を与える意味をなしていない。全く形式的であつて, 本人の将来のためになるかどうか, 甚だ疑問である。

ついで鶴田局長より, 配付資料1.について基本方針(案)の従来の経緯について説明がなされた。

続いて,

- (5) 国, 大, 協としては, 入試期日のルールを決めることがこの際最も大事な点であると思う, (現行の国立大学の入試期日については, 何処で決めたのが明瞭でない)
- (6) 届出制でよくはないか, 国立大学も何回か実施を重ねる間には私立大学のように自然に秩序ができて落ちついた流れが出来るのではあるまいか。
- (7) やりやすいのは, 現行のルールで,
 - ① 二期の大学で特に, こまっているところを, 国, 大, 協として聞いて, その具体的なケースについてのみ部分的に, 取りあげて当面の応急策として変える。
 - ② 原則論は議論だおれとなる, 応急手直しの後で, 時間をかけて検討する。

以上、二段構えで進めてはどうか。

- (8) 社会的影響を考えると、原則論だけでは済まない、応急手直し論とも併せて考える必要がある。
- (9) 手直し論は一斉論に行く前提であり、一期から二期へは行くまい。
- (10) 現行制を認める、しかしこまっている程度に従って段々と調整して行くようにする。それが最善の方法ではないか、原則を決めるとなると難しい、かなり抽象的なものでないと決まるまい。
- (11) 2年前の届出で各大学の自由としてはどうか。しかし他大学との関係がわからないでは混乱する。
- (12) 個々の大学のみでは決められない点もあるので何かの組合わせを考えて選択する、常置委員会か、地域か、或いは同系統による種別か何等かの方法で話し合う場を置く必要がある。
- (13) 各大学よりの、一・二期希望の届出での調整をどこで行なうかについて、これを文部省とすることには賛成出来ない。各大学の希望や意向がそのまま通るとは考えられない。国大協として調整することにしないとおさまらないと考える。委員長より、本日の意見に基づいて、もう一度、原案を検討して立案し秋の総会にはこれを提出して説明するだけにとどめ、これによって各大学の意見を聞いて更に慎重に検討した上春の総会で結論を出すようにしてはどうかと思う、第2常置委員会としては、更に検討し、基本方針案を立案したい、これが立案を小委員におまかせ願いたい旨発言があり、了承され閉会した。次回は10月23日(月)10時より小委員会、続いて午後2時(その後1時に変更)より第2常置委員会を開催

して総会提出の最終案を審議することとした。

(6) 第3, 第4合同常置委員会議事要録

日時 昭和42年9月16日(土)10時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 第3常置委員会

三輪委員長

佐山, 細谷, 横田(利), 横田(嘉),
五嶋, 井上, 久保, 妻木, 山根各委員

長谷川, 倉石, 浅川各専門委員

第4常置委員会

遠城寺委員長

佐藤, 谷川, 台, 岡田, 松平, 福田, 井上, 野田, 小田, 水野, 市川各委員

宮田専門委員

説明者

文部省大学学術局 白井学生課長
補佐

遠城寺委員長より、

本日は、前の申合わせにより、「学生の経済問題の対策について」第3, 第4常置委員会の合同委員会を開催し、文部省よりも白井学生課長補佐の出席を得て諸事情について説明を聞くこととした。司会は三輪委員長にお願いしたいと挨拶があつて後、三輪委員長より、それぞれ問題があると思うが、第3常置委員会としては、さきに学生部の強化及び学生部職員の待遇改善の件について要望したが、このことはなお、これからの問題である。なお、先に公表した、

「学生問題に関する所見」は、可なり基本的、抽象的な面が多く、実際の、具体的問題の処理には役立つない憾みがあるので、これが具体的実施についての参考となるべきものを作りたいと思う。細かい点については、第3常置委員会で審議願うとして、第4常置委員会からもご意見を伺いたいと発言があって、ここで、新しい委員の紹介がなされた。

金沢大学 井上 剛 東京大学 臺 弘
次に、遠城寺委員長より、

去る、8月17日、岡田委員と共に、「大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書」を文部、大蔵、両省に提出し、少なくとも、5年以内には全国立大学に保健管理センターが設置されるよう要望した旨の説明があった。

これに対し、白井学生課長補佐より、43年度には、12大学に設置されるよう大蔵省に予算要求をした。この予算が認められれば、大体5カ年で全大学に設置出来ることになる旨説明があった。

遠城寺委員長より、前回、「学生の経済の問題について」生活費、住居費、奨学金、アルバイトその他に関する資料の提出をお願いしたが、提出されたものについて説明を聞くこととしたい、と諮り先ず、九州大学よりの配付資料「九州大学学生生活状況調査」により九州大学の実情につき、詳細な説明、報告が行なわれ、次に、鳥取大学より、「昭和41年度学生の学資状況調査表」、「昭和41年度アルバイト斡旋調査表」について、弘前大学よりは、育英資金、居住調、年間収入調等昭和40年度の調査項目について説明があり、続いて、鹿児島大学、三重大学より配付の資料により、また、電気通信大学、島根大学、東京医科歯科大学、山口大学、東京商船大学、高知大学、等の各大学からもそれぞれ口

頭により説明があり、何れも、学生生活に取って重大な関心事であるところの、アルバイト、奨学金、医療互助制度（これは電気通信大学）等の問題について報告並びに希望が陳べられた。

三輪委員長より、

それぞれの大学からご報告を戴いたが、今後、これ等の問題の検討をどのように進めるべきかとの発言があり、遠城寺委員長より、重点的、具体的な問題としては、

1. 奨学金の対象の問題
2. 学寮の問題
3. アルバイトの問題

の3点位にしぼって、解決のために努力するようにしてはどうかと述べられ、三輪委員長より、色々と、ご意見を伺ったが、もう少し各大学から資料を貰って実情について承った上で、今後の方策を進めることとしたい旨の発言があって了承された。

次に、白井学生課長補佐より、文部省においても、学生の生活調査をしているが、

- (1) 国立大学の学生は苦しい経済的生活をしている。国民生活の分布を5段階として見た場合、各階層に同じ比率に入っている。国立の家庭の収入平均は92万円であり、私立大学は148万円である。
- (2) 43年度の奨学金については、採用人員16,350人を17,850人に増員するが、学生数が増すために支給比率が下回ることはないようにしたい考えである。
- (3) 特別奨学生の採用については、各大学の実態を聞いた上で、育英会と折衝して行きたい金額については少し手直しをして、1,500円増を考えたい。
- (4) 学寮については、各大学で積極的に造るべきさしも見えているので、考慮したい。

- (5) 一般奨学金は従来通りである。
- (6) 学寮の負担区分の問題で、光熱水料の国庫負担については今のところ具体化していない。
- (7) 教官と学生の接触の場を作るためにはサークル活動が必要であり、その点を盛り込んで検討しその予算を考えている等について説明があった。

各委員より、もう少し、調査の項目について研究して、各大学の事情を伺った上で、対策を講ずるようにしたい。アルバイトの問題はむずかしいが、国立大学協会としても、突っ込んで検討する必要がある等の意見が述べられた。

三輪委員長より、遠城寺委員長から述べられた前記の3点その他検討すべき問題点について、各大学の意見を求め、その上で、整理したアンケートを出すこととしたい旨の発言があってこれを了承した。また、遠城寺委員長からは、保健管理センターはなるべく多く設置されるよう、文部省においても努力して貰いたい。との要望があって閉会となった。

(7) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和42年9月16日(土)午後1時
場所 東京大学大講堂第1会議室
出席者 三輪委員長
佐山, 細谷, 横田(利), 横田(嘉),
五嶋, 井上, 久保, 妻木, 山根各委員

午前10時よりの第3, 第4合同常置委員会閉会后, 第3常置委員会委員のみの会合を開催。

三輪委員長より,
先の、「学生問題に関する所見」は、その述

べるところが抽象的で、実際問題に対処する際に困る。各大学によって事情は違うと思うが、ケースバイケースに処理する手本となるようなものがほしい。どうしたものかと発言があつて、懇談の結果、国大協としては、大学はかくあるべきだということを真剣に考えるべき時期だと思ふなど意見が述べられ、1度、学生部長や学生部次長等の参集を願つて、懇談会を開催し、具体的な意見をきくことになった。次回は11月29日に開催することとした。

(8) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和42年9月22日(金)午後2時
場所 東京大学大講堂第2会議室
出席者 篠原委員長
大坪(代, 沢学長事務代理) 板垣, 金子各委員
望月専門委員
説明者 文部省吉川留学生課長

篠原委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日は、外国出張その他の事情により欠席された方が多いので、11月29日にもう1度開催するように事務局で取り計らうようにとの発言があり、第6常置委員会の要望書に、本委員会関係の要望も一括して盛り込まれたことに感謝する旨の挨拶があつて、資料「外国人留学生等受入れに関する調査について」、この調査は、先のアンケートに対する68大学よりの回答について、望月専門委員、それに国、大、協事務局において整理を行なったもので、厚くお礼を申し上げたい旨が述べられ、ついで丁子主事より、資料の纏めについて説明がなされた。

委員長より、この問題は、各大学において関心を持つべきであることは分かっているが、政府としての対策も不十分であり、各大学に義務付けもないので、今後、色々とむずかしい点も多いが、アンケートの整理によって、一応、各大学の考えが何処にあるかについてはわかったように思われるとの意見が述べられ、各委員の間に、○各大学の受入れ体制の強化が必要である。経費も足りない。

○各大学に外国人留学生を受け入れなければならないという自覚が足りない。

○受入れの意味について、PRする必要がある。等の意見が述べられ、吉川留学生課長から、

欧米系については、引受けの希望が多いが、東南アジアは敬遠されている。引受けの大学に、国際感覚が十分でないように思われる。理解が足りない。消極的である。文部省としては、国費、私費留学生共、受け入れ易いようにしたいと考えているので、第5常置委員会の意向を国、大、協の総会にでもかけて各大学にPRして戴きたい。明治時代の専門学校には、特別の交付金等もなかったようだが、多数の外国人留学生を受け入れられていた、現在はあまり受け入れられていない。その原因はどこにあるのであろうか。国としては、受け入れたいと考えているのに、各大学で、これを受け入れられないのは残念に思っている。質の良い学生を受け入れ、立派に仕上げ送り返したい。それには、各大学の協力が第一であるとの要望があった。

これに対して、各委員より、当時とは世相も変わっているが、各大学においてもやらねばならないことなので、もっと高い次元で、国際的な日本の立場に立って考えて行くべき問題であると述べられた。

次に、吉川留学生課長より、文部省よりの資料

により、

- ① 留学生が日本に来る理由
- ② 留学生の日本留学中に得た感想

等について報告、これ等は、日本の大学の留学生についての検討資料となるであろうと述べられ、委員長より、この文部省よりの資料を秋の総会前日の委員会に配付させて欲しい旨発言して了承を得た。(52頁参照)また、

○外国人留学生は、その帰国に際して資格の問題にこだわるが、特に大学院の場合は、日本のレベルが高いので、資格を与えるためには相当の指導を必要とし、それがためには、日本人の助手をつけて指導する必要がある。従って、国の財政的援助が必要となって来る。

○年数回留学生との懇談会を開いて希望や不満等について、情報の交換をしている。

等の報告があり、それ等の実情を国、大、協の事務局までお知らせ願えれば幸いであると委員長より発言があった。

また、丁子主事より、

東南アジアからの留学生問題についての佐藤首相の考え方および来年度の関係の概算要求に関連して文教速報(昭和42年9月20日(水)第1357号)の記事並びに、国立大学協会よりの「昭和43年度予算に関する要望について」大要の報告があり、吉川課長よりも補足説明が行なわれた。

最後に委員長から、本日は一応ご意見を伺ったので次回の委員会で更に審議したい旨を述べて閉会した。

(9) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和42年9月21日(木)10時

場 所 国立大学協会々議室

出席者 増田委員長

山極、海後、近藤、大島、岡田、齋藤各委員

海野、上山、浅野各専門委員

説明者 清水審議官、井内会計課長
定刻開会。

先ず、資料「昭和43年度予算に関する要望について」(案)を朗読の後、井内会計課長から、昭和43年度の予算要求の内容について説明があつて、42年度まではわくがあつて、各省共、前年度の30%増のルールで要求して来たが、43年度については、大蔵省からの申入れによって、5%下げて予算の編成をすることとなった。したがつて文部省全体としては、25%増だが、特別会計については、前年並の30%(金額で680億)増のわくで要求をしており、5%は文部本省に食い込んでいる。歳入も歳出同様30%増の680億増となつており、そのうち、一般会計からの繰入れは、619億で、伸び率は32.8%となつており、その他の収入では15.9%(61億)増となつている。

実際の取纏めからいうと、大体わくとしては、従来と変わらない額で要求しているとご理解願いたい。

基本的な事項についての増額についていえば、

○学生当積算校費

一般学生 20%増(42年度10%)

大学院修士課程 30%増(42年度15%)

” 博士 ” 50%増(42年度25%)

○教官当積算校費

現行単価の25%増が基本の線であるが、学
科目制については、25%のほか約30%の増とした。

○教官研究旅費

現在は、講座制、学科目制によって単価が違つているが、全部高い方に揃えて要求している。

○在外研究員の旅費関係

42年度の2倍とした。

○学生厚生補導経費

42年度の2倍とした。

○国立学校の設備費は一般教育、大学院、理工系学部をあわせ70%増の181億を要求した。

○病院研究所の研究費、教官研究旅費は国立学校に準じて要求した。

○科学研究費は、42年41億に対し101億を要求した。

以上概略の報告であるが、授業料の値上げの意図は、文部省としては持っていない旨、大蔵省に説明していると述べられた。

続いて清水審議官より、

インターン制度の廃止に伴い、法案を前提として研修生、指導員、研究生、無給医局員等のための、設備や協力謝金等についても予算要求を出している。と説明があり、また、授業料問題については、同審議官ならびに井内課長から各種の意見について詳細な説明が行なわれ、各委員から関連して、色々意見の開陳があつた。最後に、増田委員長から、この問題は国立大学の本質論まで考えて、文教政策の上からはっきりさせることが必要であるとの発言があつた。

(文部省側退席)再開。

委員長より、本委員会の専門委員会において、数回にわたる審議を重ね、例年の例により「昭和43年度予算に関する要望書」を作成した旨および昨年度と変わった点、また、新たに付け加えた点等について、詳細に説明があつて後、これを了承した。なお、この要望書は明9月22日、

大河内会長、増田委員長、近藤委員で大蔵省並びに文部省に、それぞれ提出することとして閉会とした。

(10) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和42年10月19日(木)10時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長、増田委員長

山極、柳瀬、海後、大島、赤木各委員

海野、上山各専門委員

説明者 文部省 諸沢人事課長

萩原給与班主査

増田委員長主宰の下に開会。

先ず、去る9月22日に、大河内会長、近藤委員と同道の上「昭和43年度予算に関する要望書」を文部、大蔵両省に持参し、説明提出した旨の報告があつて、議事に入る。

1. 大学院助手の調整額について、先に、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院に提出したが、その中の助手その他若手教官の待遇改善について、大学院担当の助手の調整額を要求したが、今回人事院の勧告の中に採り上げられた。それは、大学院博士課程の学生を指導している助手に本俸の4%を支給するというものである。

具体的なことは未定であるが、それを受けて昭和42年9月5日付文部大臣官房人事課長名をもって9月30日までに提出されるよう各国立大学長宛「助手の職務実態調査について(依頼)」が出された。ところが、実際に支給するとなると、色々な問題があり、混乱を起こす恐れもあるやに聞いている。本日は一応文部省側の説明

を聞いた上でご意見を承りたいと挨拶があり、文部省人事課萩原給与班主査から、人事院勧告後の模様について主として手続き等について報告、説明が行なわれた。

その要点は大要次の通りである。

- (1) 現在のところでは、大学院博士課程担当の助手に43年1月1日より支給する予定で補正予算を組むことになること。
- (2) 博士課程の講座に配属の助手で、その課程の授業を年間4単位以上担当する助手を対象とすること。
- (3) 本俸の4%に相当する額とすること。
- (4) 目下集計の途上にあるが、推定では、助手12,005人中博士課程の授業に従事するもの約8,000人で、その中4単位未満のものが約1,000人、4単位以上の該当助手は約7,000人位になるものと思われる。
- (5) これを指導能力の観点からしぼって人事院と折衝し、大体1,500人位に支給するようになるものと考えられるが、初年度だから或程度シビヤになるかと思うが、不合理な点は次年度に調整することを考えている。

次いで、各委員から大学内の事情ならびに種々の意見が述べられた。

- (1) 大学院の授業に従事している助手は、学部や研究所に所属してすっきりしないので、それをたどることが難しいが、折角ふみ出したのだから趣旨に沿うて調査しているが、助手側では序列をつけられることに賛成しない空気が強いようである。どういう物差しでやるか境目を何で決めるか簡単でない。助手の勤務内容からも、学歴からもまちまちである。そこで幾つかの原則を決めて①総花的であつてはならないこと、②学問の分野により性格も内容も違うので研究科毎に実情に応じて選

ぶこととし、1つの物差しで割り切ることはしないこと、③指導の意味が形式実質とも不明確だから機械的な物差しがあれば利用する（勤続年数、学位等）等以上で、最終的に枠が決まれば、それを各研究科委員長と相談の上各研究科に割り振り、その数の中で研究科毎の物差しで選ぶ。これで一応実施し、2年目以下において調整する。

(2) 理学系では該当者が多いが、人文社会科学系は非常に少ないが将来のことも考える余地を残して、初年度は初年度として、これが将来を拘束するようなことのないよう幅のある措置をとることで話をまとめている。

(3) 助手にも二通りある。所謂、指導資格の上からと、資格はなくても補助助手とか実験助手等永年の経験で、無くてはならない者があられる。その方に調整額をつけてやらなければならないような場合もある。

(4) 文部省のしぼり方について、一律に先ず、博士号を持った者とするのは混乱を来す恐れがある。勤務年数なども考慮する必要がある。また博士を「禁句」にしている学科もある。

(5) 大学院担当手当を上げるようにしてはどうか。

(6) あまり細かい基準を決めるよりも枠だけを決めて大学に実施を任せの方がやりよい。

(7) 各大学間の格差や、大学内での不和等が起らないようにしたい。

(8) 折角得た待遇改善のわくで貴重なものである。是非確保し実現するようにしたい。

等の意見が陳べられ、文部省側から、実態調査は、総枠を決めるための参考とするものであって、そのまま、支給の対象とするものではなく、実施の上での資格は、学長の選考によることとなるものである。

また、初年度に実施して見て、不合理の点があれば次年度に改めるし、先ず、頭を出し、少し宛わくを拡げること考えたい。大蔵省からは相当厳しい線で来るとは思うが、その辺ご承の程を願いたいと述べられた。なお、このことについて、人事院に国立大学協会としての意向を表明するとすれば、それは、この問題についてももう少しめやすがついた上で考えるとして了承された。

ついで、ILO第87号条約による管理職の性格について意見の交換が行われた後閉会した。

(11) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和42年8月11日（金）午後2時

場 所 学士会分館会議室

出席者 福田委員長

佐藤、本川、谷川、岡田、伊藤、赤木、遠城寺、後藤各委員

豊川医学部長（東京大学）

松本病院長（千葉大学）

福田委員長主宰の下に開会。

はじめに、前回の議事要録を朗読し、「日本学術会議第7部委員」を「日本学術会議第7部会員」と訂正し、次いで委員長より、徳島大学長より提出された「現行インターン制度廃止と医学教育並びに卒業後研修に関する意見」書（別紙配布）について報告があり、続いて本委員会委員の八木学長より、他に数々の委員会に関係している関係上委員を辞退したいとの申し出があったが、特に八木学長に委員をお願いしたことについては事情もあったことでもあり、

如何に取り扱うかについて諮られたが、このことについては、その措置を委員長に一任することとした。

次に、伊藤委員（新潟大学長）及び本日特にご出席願った豊川東京大学医学部長（全国医学部長（医科大学長）会議代表）、並びに松本千葉大学医学部附属病院長（全国大学病院長会議代表）よりそれぞれ次のような説明が行なわれた。

1. 伊藤委員よりは、大学医学部卒業後における教育研修に関する懇談会座長樋口一成氏が文部・厚生両大臣に提出した「新規に医師免許を取得した者の臨時研修について」を参照の上、医師法の一部改正の趣旨およびその内容の大綱について説明が行なわれ、これについて質疑応答が行なわれた。
2. 豊川医学部長からは、インターン問題について、昭和15年にインターン制の話が医薬制度調査会で取り上げられて以来今日に至るまでの経過について説明の上、今日、この問題についての関係者の意見およびその問題点について詳細にわたり説明があり、関連して医師法の一部改正法案の国会上程についての緊迫した状況等について説明が行なわれた。
3. 松本病院長からは、同じく現行インターン制度の廃止及び存続に対する意見、医学部卒業と同時に医師国家試験を行ない医師免許証を与えることに対する意見、医師登録についての意見などについて詳細にわたり説明があり、医師法の一部改正法案の国会上程に対する各政党の意見ならびに動向と来年4月実施のためには何としても今国会を通過する必要がある、さもなくば財政的裏付けが不可能となるおそれがあることなどについても説明が行なわれた。

以上の説明に対し、種々質疑応答が行なわれ

たが、インターンの問題について、さらに実情を知る必要があるということで、次回には、(1)外国におけるインターン制度について、(2)インターン制存続の主張について、(3)インターン制に対する青医連の具体的な主張について、関係者の出席を願って説明を聞くこととし、なお当面の問題については、要するに法案が通過しなければ予算の要求も出来ないで、国会の審議を軌道に乗せる方向に努力することが緊急問題であるがこの点については個人的に助力することとする。

なお、財政的裏付けについては、文部省の大病院課長に実情を説明することなどについて申し合わせた。

今回は9月13日（水）午前10時より学士会分館会議室において開催することとした。

(12) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和42年9月13日（水）10時

場 所 学士会分館会議室

出席者 福田委員長

佐藤、谷川、岡田、八木、赤木（代、高原）、遠城寺各委員

専門委員

吉利教授（東京大学）

堀口病院長（東京医科歯科大学）

古谷事務部長（東京大学附属病院）

福田委員長主宰の下に開会。

はじめに、前回の議事要録を朗読し承認。

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、松本千葉大学病院長、吉利東京大学教授、堀口東京医科歯科大学病院長の各氏に専門委員をお願いしたい、また、かねて申し出のあった八木委員退任の件は金沢大学長が委員としてご承諾を得られればと考えるが、明日の理事会での話を待つことにしたい旨述べ承認された。

2. 医師法の改正をめぐる問題点について

委員長から、この件については前回の委員会でも議論されたものであるが、引きつづきこの問題について堀口専門委員に報告願いたい旨発言があり、ついで、堀口専門委員から、厚生省より提出された医師法の改正案は前国会で審議されるまでにいたらなかったがこの理由は他の重要案件の審議に影響されたと思われるが他面、一般国会議員の間では医学教育に対する理解が浅くしたがって改正法案に関心がないのが原因のようである。その後若干名の代表者が総理と懇談したが総理は次期国会に再度提出することを約束した。いずれにしてもこの改正法案を成立させるには手続上の問題もあるようであるが、議員にPRすることが先決であると思う旨説明があった。

3. 青医連の要望について

堀口吉利両専門委員から、青医連の組織運動、目的および最近の動向等について説明の上東京大学附属病院における具体的な活動について報告された。ついでこのことに関連していわゆる無給医局員の性格や各大学での取扱い、本年度予算措置がなされた診療協力謝金の問題点、その他インターン制度のあり方等について議論された。

4. 国立大学協会からの要望書について

委員長から、さきに堀口委員から報告があったように、前国会で医師法の改正案は廃案となったが、この際国立大学協会としては、改正法案成立を要望する要望書等は出さないことにしたい旨を述べ承された。

5. Bedside training (岡山大学の実情等) について

赤木学長に代わり高原教授から、これまでのカリキュラムが総花的に編成され講義が口述筆記式にかたより、臨床医学の実習を行なう機会が乏しく、むしろ、これらは卒業後に行なわれるものであった。このことに省み岡山大学では10年程前から従来の教育方法を改善して各学科を系統的に分類し、相互に関連を保つよう組み合わせ、臨床医学については、講義終了後、臨床の各教室でグループ別に一定期間 Bedside の臨床実習(インターンとは関係はないもの)を行ない重点的に教育することとし、現在実施しているが教育効果は上っているように思える旨図表を示し詳細にわたり説明があり、これについて質疑応答があった。

6. 本委員会において取り上げるべき問題点について

委員長から、本委員会で今後取り上げていくべき問題および検討の方法について協議を願うわけであるが、現在問題となっている事項をあげてみると(1)医学進学課程の教育、(2)学部の教育、(3)卒業後の研修の問題(医師の免許を与える取扱いを含む)、(4)医療制度の問題、(5)インターン廃止対策、(6)Post-graduate education、(7)附属病院の組織運営、(8)学位、大学院、専門医登録医等の多岐にわたっている。

これらの問題総てを検討することもどうかと思われる。又本委員会は本来附属病院に関する問題を検討するために設けられた当初の関係もあるのでこの点をお含みのうえ、議論願いたい旨を述べた。ついで協議の結果相互に関連のある(1), (2)のグループ, (3), (5), (7)のグループおよび(6)の三つに分け検討することとなり, (4)は、除外することとし(8)の学位, 大学院の問題は、大学院に関する問題であり本委員会では関与しないこととした。なお、次回の委員会では、できれば、病院で診療・研究・教育を適正に行なうためには、その病院の組織機構・運営・予算・施設設備・資材の流れなどどう在るべきかについて、うかがいたい、調査が困難であれば、診療面から見た研究教育の現状等附属病院の実情に詳しい専門家を招き説明を聞くこととする。

(13) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和42年9月1日(金)10時

場所 東京大学総合図書館集會室

出席者 川村委員長

実方, 金倉, 細谷, 藤田, 藤野, 岡田(代, 河村), 長谷川, 田中各委員
伊藤専門委員

説明者 日高教養学部図書館長

古島農学部図書館分館長

立松文部省情報図書館課長

川村委員長主宰の下に開會。

先ず、伊藤専門委員より挨拶があり、東京大学図書館の創設から今日に至る沿革・現在の規模・図書行政組織・予算・管理運営並びに今後

の抱負等について詳細な説明があり、これについて質疑応答が行なわれた。

次に、委員長から、本特別委員会が発足した経緯について説明があり、各委員の自己紹介があつて後、一同農学部図書館及び医学図書館を実地に視察した。

(午後1時再會)

午前が続いて、約1時間にわたり総合図書館内を視察の後、館内の會議室において委員会を開き審議に入った。

委員長より、本日は、本委員会の課題及び今後の審議の進め方について審議を願いたい。図書館の抱える問題は、例えば質・量共に不足している職員組織の充実、図書館予算の計上等大学の研究・教育活動につながる図書館活動の在り方とその具体的問題は色々あると考えられるが、本委員会としては、どのような点を探り上げて検討すべきであるか、前回配布の資料及び本日の視察途上に浮んだ問題等もフリートークの形でもよいのでご意見を伺いたい旨が述べられ、ついで次のような意見が述べられた。

- (1) あまり高い理想を掲げず、文部省と連絡をとって、実現出来るような最少限度の基準から出発したらどうか。
- (2) 全国国立大学図書館長會議總會決議の要望の線に沿って、本委員会としての考えを出すことも考えられる。
- (3) 秋の總會に本委員会としての何等かの報告を出せるように進めたい。
- (4) 指定図書の問題その他、学習図書館としての施設整備に、重点を置いて予算を要求することが必要であると思う。
- (5) 近年図書館の性格が、近代化され改善されて来ているので、本委員会としては、そのような点について検討することが必要ではない

か。図書館センターの構想等についても、検討するようにすべきではあるまいか。

以上、種々の意見が交わされたが、文部省立松情報図書館課長より、図書館の運営費について、昭和43年度は大蔵省に対する予算要求を従来の方法を改め、実情に即した方向にしたい。また、学生の読書指導が出来る専門職員を各大学に1名位ずつ置くようにしたいと考えている旨説明があった。

委員長より、今後、伊藤専門委員の「大学図書館の使命」をテキストとして、検討を進めることにしてはどうか。また、昭和42年7月文部大臣宛提出の「全国国立大学図書館長会議の要望書」にある要望事項は、本委員会として検討する上に重要な問題であるので採り上げてゆきたい旨諮られ、これを了承して閉会した。なお、次回は来たる11月秋の総会の直前位に開催することとした。

(14) 教養課程に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和42年9月13日(水) 1時
場 所 国立大学協会々議室
出席者 小塚委員長
細谷、二方、小川、藤田、岡田(代、
原教養部長)、小田、川村、前川各
委員
小塚委員長主宰の下に開会。

委員長より、去る7月17日第1回本委員会において、今後の運営について審議した際、先ず、現状の把握から出発することとして、アンケートをとることの了承を得た。その材料として、

粗案ではあるが、配付の「一般教育に関するアンケート(案)」を作成したので、ご自由なご意見を伺いたい。

また、「本委員会の審議により国立大学協会としての意見が中央教育審議会に反映すればよいと思う。それがためには、中教審の審議の進み方を見ながら本委員会に報告しようと思っているが、このような状況の下で、今後、本特別委員会としては、如何ように進めるべきであるかについて、ご意見を伺いたい」との発言があって議事に入る。

1. アンケートの原案について

丁子主事、原案および前回7月17日の本委員会議事要録を朗読して、各委員から種々意見の開陳が行なわれた。

- (1) 一般教育と専門教育の関係が今後問題になると思われるので、現状把握のためのアンケートには一般教育の内容についても盛る必要があるのではないか。
- (2) アンケート(案) 6. 現行制度の問題点の質問を主にしてはどうか。
- (3) 現状の把握のためには、アンケートは簡単にした方がよい。実情がわかればよいと思う。
- (4) 各大学の中で処理出来るような問題点についてはアンケートする必要がないと思う。
- (5) 留年の問題についても聞いた方がよい。
- (6) 専門委員を委嘱して、アンケートの原案を作成するようにしてはどうか。
- (7) 教育効果の項はこの際省略することにした。
- (8) アンケート(案)の1, 2, 3等は現状と将来の構想について記載するようにしてはどうか。
- (9) 現状の調査と(事務的にも回答出来るもの)理想のものとは別にアンケートするようにし

たらどうか。先ず、実態調査の意味で、現行制度の問題点をとらえてアンケートしたらよくないか。

等が述べられ、委員長より、10月末日を期限としてなるべく事務的に回答出来るような項目でアンケートすることとしたい旨発言があり、次回の本委員会は、11月15日（水）1時より開催することを了承した。

なお、このアンケートの裏付け資料として、各大学（或いは学部）の科目履修規程の送付を依頼することについても了承された。最後に、小川委員から、来たる19日（火）2時より、東京大学第2会議室において、天城大学々術局長や私学の代表者等のご参集を得、一・二期校問題の最後に近い線の話合いの機会を持つ予定となっているので、お繰り合わせご臨席戴きたい旨披露があって閉会となった。

(15) 新設大学拡充特別委員会議事要録

日 時 昭和42年9月14日（木）午後1時～3時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 渡辺委員長

海後、秋月、和達、中村、熊谷各委員

渡辺委員長主宰の下に開会。

委員長より先ず、昭和40年7月24日の第1回から本日の特別委員会開催までの本委員会の開催経過および審議された事項の内容について、別紙配布の「新設大学拡充特別委員会から国大協第35回総会への報告」（48頁参照）に基づき詳細な説明があって、前回（42. 6. 27）の審

議に引き続き、本日の審議に入り委員長提出の別紙（会報第38号46頁参照）資料に基づき次の諸点につき、説明があり、質疑応答がなされた。

(1) 現行の教官当積算校費調から認められる関係

(2) 区分による格差を是正するための一試案

(3) 修正を行なうための年次計画

(4) 博士講座数、教官数調（42年度予算参照書による）と研究費額の比較

(5) 教官当積算校費、消費者物価指数および換算教官当積算校費の比較図

(6) 教官当積算校費・学生当積算校費の単価比率と物価指数（消費者比較表10年度～42年度）以上のことに関連して、各委員から大要次のような意見が述べられた。

1. 委員長より提出された資料は、有力な手掛りになると思われるので、第6常置委員会から提出する要望書の参考までに送付すること。
2. 不完全講座を早急に充足する。特に新設大学を優先する。
3. 地方大学に優秀な教官を獲得するための宿舍、生活環境の配慮など諸条件を整える。
4. 講座制、学科目制による教官研究費の学部段階での差別を無くする。
5. 新設大学に研究施設、研究所を附置し、研究意欲を高め特色を出さしめること。
6. 施設費および必要坪数算出基準を是正すること。

以上で、本日の審議を閉じ、新潟大学および金沢大学の後任学長に委員をお願いすることを承認し、閉会した。

(16) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和42年9月29日(金)午後1時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 本川委員長

堀内, 藤田, 渡辺, 奥田, 遠城寺,
八木各委員

本川委員長主宰の下に開会。

委員長より, 本日審議願う問題は2つ考えられるが, ①は前回お願いした検討すべき問題点について, 5大学より, 資料の提供を得たが, この扱いをどうするか。②は問題点を検討する場合専門委員を委嘱してはと思うがどうかの2点である。

先ず, 資料の扱い等に関連して各委員から,
(1)テーマについては, 委員会である程度議論して問題点をしぼらないと意見が出て来ないと思うので, もう少し整理した上にしてはどうか。
(2)問題点をしぼって審議することもよいが, 出された問題点を審議している内に採り上げる問題点がかめるのではないか。との意見が出され, 先ず, 5大学より出された意見, 資料を朗読して検討の結果, 採り上げるべき問題として, 次の諸点があげられた。

1. 研究所の目的性格について
2. 研究所におかれる部門の流動性について
3. 研究所と学部との関係について
人事交流, Sabbatical year
4. 研究所と大学院との関係について
大学院教育, 教育責任
5. 学部附属研究施設と研究所との関係について

6. 共同利用研究所の目的・性格について

大学の自治と研究所の自治・財政・客員部門新しい型の構想(武藤案)

その他, 研究所に外国人研究者を受け入れるような制度の確立。(それには施設・設備等の問題を含む)等。

以上, 委員長から, 総論的に色々ご意見を伺ったが, これを, どのように進めるべきであろうかと諮られ, 各委員から, それぞれの研究所で問題になり, しかも, 決められないでいるものにしぼり, それに, 本日問題として採り上げたようなものから検討すること, なお, あまりにかけはなれたものでなくて, 考えられる理想像を立て, 5年位先のことも考えて議論することにしてはどうかとの発言があった。次いで, 専門委員の委嘱について協議し, 先ず, 東京大学物性研究所長三宅静雄教授(研究所協議会々長)を委嘱し, 必要に応じて増員することを了承した。

最後に, 次回は問題点を整理してそれについて審議すること, なお研究所長会議の最近の問題点について三宅物性研究所長から話をうかがうこととし, 次回は10月26日(木)10時より開催することとして閉会した。

(17) 第17回大学運営協議会同懇談 会議事要録

日 時 昭和42年9月14日(木)午後3時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長

奥田, 福田, 藤田, 小川, 三輪, 遠城寺, 増田, 玖村, 中川, 近藤, 中村, 横田(嘉), 武居, 熊谷, 草場各

委員

本川東北大学長

大河内委員長主宰の下に開会。

本日は本川東北大学長に特別にご出席いただいたので、ご懇談をお願いしたい。懇談に入る前に、北海道、東北地区選出委員であった、北海道教育大学の城戸前学長に代わり、新たに委員となられた中川（秀）学長の紹介があり、次いで、小委員及び臨時委員の異動について諮られ、次のとおり承認された。

小委員の追加について

小委員の石橋金沢大学長（第1常置委員長）の後任は、第1常置委員長に就任の藤田お茶の水女子大学長に、小委員の高坂東京学芸大学長（第7常置委員長）が病気のため、第7常置委員長に玖村福岡教育大学長が就任されたが、小委員には、在京又は東京に近い方をお願いしたほうがと考えられるので中村横浜国立大学長にお願いすること。

臨時委員の補充について

臨時委員の石井照久教授（東大）の退官に伴い後任にはさきに本協議会の専門委員としてご尽力願った東京大学団藤重光教授にお願いすること。

続いて、各大学の当面している管理運営の諸問題について報告があり、これについて懇談が行なわれた。

2. 諸 会 合

（昭和42年8月～10月19日）

月日	曜	時刻	会 議 名
8. 11	(金)	(14)	医学教育に関する特別委員会
		11 (金)	特別会計制度協議会専門委員会
		21 (月)	第2常置委員会
		31 (木)	第5常置専門委員会
9. 1	(金)	(10)	図書館特別委員会
		5 (火)	第6常置専門委員会
		6 (水)	科学技術行政小委員会
		8 (金)	第1常置委員会
		13 (水)	医学教育に関する特別委員会
		13 (水)	教養課程に関する特別委員会
		14 (木)	理事会
		14 (木)	新設大学拡充特別委員会
		14 (木)	大学運営協議会同懇談会
		16 (土)	第3, 第4常置合同委員会
		16 (土)	第6常置専門委員会
		16 (土)	第3常置委員会
		19 (火)	第2常置委員会同懇談会
		21 (木)	第6常置委員会
		22 (金)	第2常置小委員会
		22 (金)	第5常置委員会
		27 (水)	大学運営協議会臨時委員会

28 (木) (13)	第 2 常置委員会	17 (水) (18)	科学技術行政専門委員会
29 (金) (13)	研究所特別委員会	19 (木) (10)	第 6 常置委員会
10.11 (金) (16)	科学技術行政小委員会		

B 要 望 書 等

国立大学協会第39回総会（昭和42年6月26日、27日）以後、当協会において当面の問題として次の要望書を下記のとおりそれぞれ提出した。

記

1. 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について
2. 昭和43年度予算に関する要望について

提 出 先	要望書種別	に別紙要望書を提出いたします。
文部大臣 劔木 亨 弘	1.2	つきましては、右要望に対し特別の措置が講
政務次官 谷川 和 穂	1.2	ぜられこれが実現されるよう格段の配意をお願
事務次官 福田 繁	1.2	いいたします。
大学学術局長 天城 勲	1.2	昭和42年8月17日
管理局長 宮地 茂	1.2	国立大学協会会長 大河内一男
官房長 岩間 英太郎	1.2	要 望 書
会計課長 井内 慶次郎	1.2	大学保健管理の整備充実と制度確立につい
大蔵大臣 水田 三喜男	1.2	て
政務次官 小沢 辰 男	2.	大学における保健管理の整備充実とその制度
政務次官 米田 正文	2.	の確立は、現在大学運営上もっとも緊急を要す
事務次官 谷村 裕	1.2	る課題となっており、本協会においても昭和37
主計局長 村上 孝太郎	1.2	年第24回総会における決議以来大学保健管理の
主計局次長 岩尾 一	1.	整備充実と保健管理センター制度の設置につい
主計局次長 船後 正道	2.	て、くりかえし要望して来たところである。幸
主計官 小幡 琢也	1.2	い、関係方面の理解と協力により、昭和41年度

1. 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について

国立大学協会は、予てより大学保健管理の整備充実と保健管理センター制度の確立について検討を続け、要望して参りましたが、昭和43年度予算においては、さらに一層その推進を図ることの緊急かつ重要なことを認め、重ねてこ

を希うものである。
 ついては、昭和43年度予算においては、右の実情を充分勘案され、改めて年次計画を策定し、少なくとも5年以内にはこの制度が全大学に設

けられるよう措置されんことを重ねてここに強く要望する次第である。

要 望 書

2. 昭和43年度予算に関する要望 について

国立大学協会は、さきに昭和42年度予算に関し、国立大学の当面する諸問題のうち特に教官当積算校費、教官研究旅費及び学生当積算校費の増額と研究・教育設備及び施設の整備充実について要望しましたが、その実現において必ずしも満足すべき成果が見られなかったことは、甚だ遺憾とするところであります。よって、昭和43年度予算においては、是非共これが実現を期せられるよう重ねてこれを要望するとともに、最近頃に要求されている在外研究員派遣経費及び学生厚生補導経費に関する要望を新たに加え、改めて次の諸点について要望書をここに提出いたします。

ついては、右の要望に対し格段の措置が講ぜられ、これが実現されるよう特別のご配慮をお願いいたします。

- 1 教官当積算校費、教官研究旅費及び在外研究員派遣経費の増額について
- 2 学生当積算校費及び学生厚生補導経費の増額について
- 3 研究・教育設備の整備充実について
- 4 国立学校施設の整備充実について

昭和42年9月22日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

1 教官当積算校費、教官研究旅費及び在外研究員派遣経費の増額について

(1) 教官当積算校費について

その国の科学技術の振興及び文化・産業・経済の発展にとって重要なことは、研究と教育の力、特に、大学における研究と教育が主たる要因となっていることは過去の歴史をみても明らかなところである。しかも、世界の先進諸国においては、研究・教育に対する投資はいわゆる生産的投資として、この面におしみなく予算を投じ、その額は逐年著しい増加を示しており、研究教育費の予算上占める比率はわが国のそれとは、まったく比較にならないものがある。

したがって、世界の先進諸国に伍しこれに立遅れないためには、今後さらに研究・教育予算の劃期的増額をはかり、予算上占める比率についても先進諸国と比肩し得るよう緊急に方策を講ずる必要がある。このことはまた、予てより当協会の主張し、要望してきたところであるが、最近科学技術会議が「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」において、わが国における研究投資額を国民所得の2.5%とすべきであること及び国立大学・研究機関の経常研究費を速かに現状の2倍ないし2.5倍に引き上げるべきことを強調しているのもこの趣旨にほかならない。

よって、わが国における国立大学の研究教育を推進するためには、特定の研究に対する科学研究費等を飛躍的に増額することももちろん必要であるが、それと同時に大学本来の経費である教官当積算校費いわゆる教官研究費の増額もまた重視されなけれ

ばならない。しかるに、教官研究費の実状を見るに、過去数年来毎年僅かに10億円程度の増額にとどまり、この間の物価上昇率を考慮すれば実質上の増額はまことに微々たるものであって、戦前相当額に達するにさえいまだ程遠いものがある。しかも、近年学問の進歩に伴って研究分野が細分化・専門化されるに従い、研究活動の多角化と特殊研究機器の整備等のため多額の経費を要する結果となり、このことにより、さらに予算の不足に拍車をかけられている状態である。特に、学科目制研究費にあっては、講座制研究費に比し当初よりその基本額が低く、しかも過去10年間いずれも同率のもとに増額されたため、現在夥しい較差を生じ、学科目制にあっては、特に予算不足の現象が著しく現われている。

さらにまた、現在教官当積算校費の予算は、研究・教育の態様により実験と非実験に大別されているが、これらが区分された時期と現在とでは研究・教育の手段も著しく変化し、現在非実験として扱われているもののうち、特に、社会学・美学・美術史・農業経営学・保健体育等の如きは、その実態から見て、実験扱いのものと同程度に相当の混淆をきたしているもので、これが是正について緊急に措置を講ずる必要がある。

よって、昭和43年度予算においては、教官当積算校費について右の趣旨を充分に配慮され、その増額につき格段の措置を講ずるとともに、学科目制については、特に右のほか40%程度の増額を行ない、さらにまた、実験・非実験の区分を実態に即し、是

正されるようここに強く要望する。

(2) 教官研究旅費について

教官研究旅費は、大学における研究・教育のための経費として、教官当積算校費と密接不可分の関係にあり、使途の面から見れば、寧ろ教官研究費そのものであるといっても過言ではない。

近年学問の進歩に伴い学会・資料蒐集及び調査研究等も広範にわたり、これに要する旅費もまた逐年増加し、現行予算をもってしては旅費の定額はおろか、最低限の減額旅費さえ支弁困難の状況である。

よって、昭和43年度においては、教官研究旅費について、差しあたり戦前相当額まで引き上げの目標を樹て、少なくとも現行予算単価の3倍額を計上されるようここに強く要望する。

(3) 在外研究員派遣経費について

現在国立大学の在外研究員は、国立大学および文部省所轄機関の教官・研究員の0.6パーセントであって、戦前の2.5パーセントをはるかに下回り、滞在期間もまた当時の2分の1にも満たない状態である。しかも当時に比し現在は、学問の進展に伴い、国際交流の強化がますます要求され、在外研究員制度の整備充実は一日も忽せにすることを許されない状況である。

よって、昭和43年度においては在外研究員を少なくとも現在の2倍に増員し、かつ、滞在期間の延長等その改善について対策を講じ、これが所要額を計上されるようここに強く要望する。

2 学生当積算校費及び学生厚生補導経費の増額について

(1) 学生当積算校費について

学生の実験、実習及び演習等の教育は、学生の創造的、計画的、分析的かつ総合的な思考と技術を伸張させるために行なわれており、これに必要な学生当積算校費いわゆる学生経費は、教官当積算校費及び庁費とともに国立大学における主要な経費となっている。

しかるに学生当積算校費の現状を見るに、理科学部学生1人当りの実験実習費は、少なくとも年間10万円の実額を必要としているにもかかわらず、予算は僅かに2万円にすぎない。さらにまた、大学院における学生の実験、実習及び演習等は学部学生のそれとは異なり、極めて専門的かつ高度の内容をもっているため、所要経費の面においても1人当たり20万乃至25万円の実績を示しており、助手研究費に相当する額を必要としているにもかかわらず、予算は僅かに5万円程度が計上されているにすぎない。そのため学部及び大学院を通じ、その不足額はあげて教官当積算校費等より補足せざるを得ない状態であって、大学の研究・教育上甚だ寒心に堪えないものがある。

よって、昭和43年度予算においては、差し当たり大学院その他の学生当積算校費を現行の3倍に増額するよう格段の配慮をされんことをここに強く要望する。

なお、これに関連して、いわゆるインターン問題及び無給医局員問題に対処するためその所要経費を確保し、これに対し適正な措置を講ずる必要があるので、これに要する予算計上について特に考慮されるようあわせて要望する。

(2) 学生厚生補導経費について

現在学生の厚生補導の面において、もっとも要求されていることは、教官と学生とがつねに精神的交流を図り、つねに相互理解と交誼の上になつて教育が行なわれることであり、また、課外活動の面においては、学生のエネルギーを十分に発揮させ、学生生活に潤をもたせるとともに、学生の精神的交歓を促すことである。さらにまた、健康管理の面においては、身体的精神的に不安定な年令層にある学生の保健衛生について恒常的な制度と施策を一日も速かに講ずることである。

よって、昭和43年度予算においては、学生の厚生補導に要する経費特に、教官と学生との交歓に必要な経費、体育に関する設備その他の経費、保健管理センター等学生の健康管理に要する経費について格段の配慮をされるようここに強く要望する。

3 研究・教育設備の整備充実について

大学が、その使命である研究と教育を行ない、さらに社会の要請に応えるためには、教員組織はもちろ研究・教育費及び施設の充実とともに、これに必要な設備が整備されなければならないことは今更いうまでもない。

しかるに、国立大学における現状は、大学院・学部・病院・研究所等を通じ研究・教育に必要な機械・器具・図書等の設備は何れも最低必要度をはるかに下回っており、研究・教育を行なう上において甚だ寒心に堪えない状態におかれている。

よって、昭和43年度予算においては、次に述べる(1)設備の充実及び更新、(2)教養課程の設備(3)大学院の設備、(4)指定図書及び特別図書、(5)病院及び研究所の設備の整備充実につ

いて抜本的な措置を講ぜられるようここに強く要望する。

(1) 設備の充実及び更新

現在国立大学における研究・教育設備は、今回文部省の策定した設備標準をはるかに下回っており、文部省においても緊急にこれが整備充実の完成を期するため、計画を樹て、その実現に努めているが、予算の現状から見てその完成にはいまだ程遠い感がある。他方このことにより、研究・教育上の障害は一層増大しており、その対策については各大学の齊しく苦心しているところである。

また、設備の更新については、近年ある程度の更新を見たが今なお戦前その他の旧設備を多数擁するため、耐用年数の到来するものが逐年増加しており、その数において夥しいものがある。

よって、設備充実について、一日も速やかに設備標準の充足を図るとともに、設備更新についても更に一層促進されるよう特別の予算措置が講ぜられ、研究・教育設備の万全を期する必要がある。

(2) 教養課程の設備

大学における教養課程の教育の重要なことは今更いうまでもないが、教養課程における実験実習設備の現状は、未だに旧態依然たるものが多く、しかも最近の学生増募に際してこれに対応する十分な整備が行なわれなかったため、已むを得ず多数の学生が同時に実験実習を行なうことを余儀なくされ、一般教育を行なう上において各大学の齊しく悩みとしているところである。よって、速かにこれらの設備を整備し教養課程における教育の完全を期する必要がある。

なお、教養課程の実験実習に関連して、近年学生の増加に伴いこれを指導する助手に不足をきたしており、このことはまた、実験実習設備の不足とともに教養課程における教育上の隘路となっている。よって、教養課程における教育の万全を期するため、実験実習設備の整備とともにこれが指導にあたる助手の増員を図る必要がある。

(3) 大学院の設備

現在大学院の組織は、発足当初よりいわゆる「学部の上積み」の形で設けられたため、教員組織及び研究費その他の運営費はもちろん設備等についても総て学部の負担をもって賄われ、このため特に必要な措置が講ぜられることなく今日にいたっている。したがって、設備についても大学院固有のものは殆んどなく、大部分は学部の設備を共用せざるを得ない状況であって、大学院所定の教育はもちろん学部学生の教育の面においても尠なからざる支障をきたしている。他方また、大学院の教育は、学部学生のそれと異なり極めて専門的かつ高度のものであり、このことはさらに、社会および専門教員養成の面からも強く要請されているところである。また、文部省においても昭和43年度より新たに、大学院設備充実5か年計画を樹て、その実現を期していると聞いている。よって、大学院及び学部の教育はもちろん右の要請に応えるためにも右の設備充実計画により大学院固有の研究・教育設備を緊急に整備する必要がある。

(4) 指定図書及び特別図書

現在指定図書は、大学教育の一環として重要な役割を果たしており、これが整備は全大学の共通問題であり、また、全大学の

齊しく切望しているところである。よって、昭和43年度においてはこの制度が全大学に実施されるよう予算措置が講ぜられ大学教育の充実と完全を期する必要がある。

また、特別図書については、既に特別図書購入費として予算に計上されており、人文社会系の大学院にとって、極めて重要な役割を果たしており、現在においては研究・教育上欠くかべらざる経費となっている。したがって、特別図書購入費の予算については昭和43年度以降においても継続してこれを計上しその増額を図るとともに、人文社会系の大学・学部についても同様の趣旨によりこれが予算措置を講ずる必要がある。

(5) 病院及び研究所の設備

本来大学病院は、一般医療機関と異なり、医療を通じて研究・教育を行なう場であり、医療手段の改善・医療手段の新規発見等医療に関する研究は大学病院に課せられた主要任務である。さらに、近年医学の進歩と科学技術の振興に伴い、各国競って化学的或は物理的特殊物質の医療利用とその適合性について研究し、医療の革新を目指しつつあるときその責務はますます重大になっている。しかるに、わが国の医学は学問的には欧米諸外国に比し優れているにもかかわらず、医療手段開発の面においては、これに必要な研究設備の点において予算の制約を受け、常に立ち遅れざるを得ない状態である。特に、現在問題となっている癌その他成人病に対する医療問題は、わが国はもちろん諸外国の医学界に課せられた重要な課題となっており、多数の研究者を擁する国立大学病院として研究上の責任はますます重くなっている。よって、これら病院

の医療研究設備を緊急に整備し、医療手段の開発等その研究を促進させる必要がある。

また、附置研究所の現状を見るに、民間研究所に比し研究設備その他の面において甚だしく劣っているものがある。しかるに、近年学問の進展に伴い附置研究所における研究も高度化し、国際水準の維持および国際的相互研究の面において附置研究所の果たす役割はますます重要なものになっている。殊に、最近においては癌・宇宙科学地震予知等の防災科学・原子力・原子核及び素粒子等の重要研究課題が附置研究所に課せられるにいたり、ますますその比重が加わっている。したがって、これに対応する研究設備の面においても緊急にこれを整備充実し、もって研究上当面している隘路を開く必要がある。

4 国立大学施設の整備充実について

国立大学等の施設整備については、最近関係方面の理解と協力により逐年整備されつつあることはわれわれの感謝するところである。しかしながら、国立大学の施設は他の国立施設と異なり、その規模が広範であるため、整備の面においても立ち遅れが甚だしく、いまだに、相当面積の危険その他不適格建物が整備未着手のまま残存しているのが実状である。

さらに、近年学問の進歩と社会の要請に応ずるための学部学科等の整備拡充・研究諸施設の改善充実、学生の厚生補導のための施設整備並びに附属図書館及び附属病院の整備充実等急を要する問題が山積しているほか、殊に、昭和43年度は、前年度に引き続き大学入学志願者急増期に対応する施設の整備とともに

に、暖房等の附帯設備の整備もまた、今や全大学に実施する必要に逼られており、しかもまた、最近における工事費の単価増に対し、これが予算措置についても必至の状態におかれている。

このような累積している施設整備に対処するため、文部省においては昭和43年度国立学校施設整備費として約650億円の概算を要求していると聞いているが、これは必ずしもわれわれの満足するところではない。

よって、昭和43年度予算については、右の事情をとくと諒察されるとともに、国立学校特別会計設定の趣旨もまたこれら施設の整備にあったことを改めて再考され、国立学校施設の整備充実について格段の配慮をされるようここに強く要望する。

なお、現在学生の教育の場として重要な役割を果たしている図書館の施設整備と、人間形成の教育効果を果たすための部室その他の厚生補導施設の整備充実については、特に配慮され緊急にこれが実施されるようあわせてここに要望する。

3. 学生問題についての「会長談話」

最近羽田事件をはじめとして、一部学生の暴力的行動が大学の内外に頻発し、大学として反省すべき多くの問題をかかえていることは、われわれの甚だ遺憾とするところである。いうまでもなく、今回みられたような計画的暴力が、学生運動の名において行なわれることは、その理由の如何を問わず決して許されるべきことではない。

大学に学ぶものが、暴力に訴えて何等顧みるところがないとするなら、多年積み重ねられてきた学生運動についての責任と規律を自ら放棄するものであり、学生の自治に反する行為であるといわなければならない。

さきに本協会は、学生問題特別委員会を設け、大学の管理運営の重要事項としての学生問題について所見をとりまとめて発表し、ひろく訴えるところがあったが、その結語において、各大学の教官は学問の自由を守る姿勢を堅持すると同時に、学生に対しても学問への情熱と大学の規律を重んずべきことを身をもって示すことが、学生の指導にとって不可欠な前提である旨を述べた。このことはまた、教官と学生の相互信頼に基づく大学の自主的秩序を確立する所以でもあることをわれわれは信じて疑わない。各大学は、今後いよいよこの点に思いをいたし、教職員相協力して、学生の指導に全力を傾けなければならない。更に大学は、学生の学内における規律ある行動をもとめるのみでなく、学外の行動についても大学に学ぶ学生の行動として無関心ではあり得ない。この点についてもこの機会に深く学生の反省を求めたい。これと同時に各大学が、真に大学生らしい学問への興味をわきたたせ、学ぶことへの情熱を盛り上らせるよう特段の考慮を払うことを望んでやまない。

今日、大学に課せられた使命と責務がいよいよ重大である際、大学は自らその教育をあくする学生の指導に十全の配慮を傾けるとともに、学生をして学問の厳しさを痛感させ、自治の名の下に政治活動を大学にもち込むことが、如何に大学の自治を破壊し学問の府としての大学の存在を危くするものであるかについて厳粛に反省せしめることが必要である。

どのようにさしせまった内外の政治問題であ

るにしても、大学生たるものは、常にこのことを理性的に判断し秩序正しく行動することによって、社会からよせられている期待と信頼にこたえてほしい。

ここに、所見を述べて学生の自覚を促すとともに、国立大学にとって一段の反省の機としたい。

昭和年42年10月28日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

4. 国立大学長懇談会開催について

(42. 9. 14理事会承認)

国立大学協会総会開催の際文部省関係官を交えて次の日程により国立大学長懇談会を開催する。

(1) 開催の時期

a) 総会と同一の時期に学長会議が催されな
いときに開催すること。

b) 総会を2日目の午前中に閉会し、午後を
国立大学長懇談会にあてること。

(2) 国立大学長懇談会開催の際の各委員会

総会を2日間開催する場合は、第2日目の
午前中各委員会を開催し、午後総会を再開す
るが、国立大学長懇談会開催の場合は、総会
期間中は委員会を開催しないこととし、委員
会は総会前日以前に開催すること。

C 追 加 予 算

昭 和 42 年 度 追 加 予 算

国立大学協会（昭和42年9月14日理事会承認）

科 目	当 初 予 算 額	追 加 予 算 額	予 算 現 額 (改 訂)	備 考
歳 入 の 部	円 16,256,000	円 2,097,500	円 18,353,500	追加予算は 1. 「大学院設置基準をめぐる所見」および 同「参考資料」の頒布収入額にして その算出内訳は 14,900部（所見・資料）×25円（内訳所見単 価 15 円，資料単価10円）=372,500円…(A) 同上送料 20,000円……………(B) 外部頒布 400部(所見のみ)×15円 =6,000円……(C) 2. 「学生問題に関する資料」の頒布収入額 にしてその算出内訳は 2,184部×750円（1部単価） =1,638,000円…(D) 同上送料 61,000円……………(E) (A)+(B)+(C)+(D)+(E)=2,097,500円
3. 雑 収 入	100,000	2,097,500	2,197,500	
歳 出 の 部	16,256,000	2,097,500	18,353,500	追加予算は「大学院設置基準をめぐる所見」 同「参考資料」および「学生問題に関する資 料」の作成費および送料の支払いに充当
1. 事 業 費	4,620,000	2,097,500	6,717,500	
6. 調 査 研 究 費	2,100,000	2,097,500	4,197,500	

追加予算を要する理由

「大学院の設置基準をめぐる所見」, 同「参考資料」および「学生問題に関する資料」の作成,

頒布に伴いこれに要する経費に関する歳入, 歳

出予算を追加する必要があるため。

D 資 料

1. 新設大学拡充特別委員会関係資料

I. 現行の教官当積算校費調から認められる関係

(注) 昭37年度～42年度に亘る統計から

講座制, 修士講座, 学科目制を夫々 A, B, C と表わし, 添字 1, 2 を以て (非実験), (実験) を示す

(1) 区分 A, B, C のいずれにおいても, 教授当校費に対して, ほぼ

助教授は(非実)で55.5%, (実験)で60%

助手 " 30% " 16.5%

よって以下, 教授当校費だけについて考える。

(2) (実験)/(非実)の比は

$A_2/A_1=3.8$, $B_2/B_1=3.53$, $C_2/C_1=3.32$

(3) 区分の別なく, 校費は前年度比10%の増。

(4) 現在, 区分による教授当積算校費の比は

(非実) $A_1 : B_1 : C_1 = 237 : 135 : 100$

(実験) $A_2 : B_2 : C_2 = 272 : 143 : 100$

II. 区分による格差を是正するための一試案

(1) 昭和42年度予算に対する大蔵省主計局の発表(学術月報本年6月号200頁参照)せる各省所管の試験研究機関の人当研究費(a)と, 之

部 門	研究費(a)	教授当研究費(b) 千円	(b)/(a)
理 工 系	660千円	$C_2=728.2$	1.01
農 医 系	500	"	1.456
人 文 系 (非 実)	280	$C_1=219.2$	0.785

に対応する大学の学科目制の教授当研究費(b)との比較

上表から明らかに大学予算 C_1 を是正すべきであるが, 大学における教育活動の経費を加味して理工系の(b)(a)にならって10%増として,

$(280/219.2) \times 1.1 = 1.1/0.783 = 1.4$ 倍する。

$C_1^* = 1.4 C_1 = 307$ 千円 (*は修正値を示す)

(2) C_2 の修正は I (2)の係数を用いて C_1 の $3.32 \times 1.4 = 4.65$ 倍となり, $C_2^* = 3.32 \times 307 = 1,020$ 千円

(3) 修士講座制に対しては I (4)の区分比率を用いて,

$B_1^* = 1.35$ $C_1^* = 1.35 \times 307$ 千円 = 414.1千円

$B_2^* = 1.43$ $C_2^* = 1.43 \times 1020$ 千円 = 1,460千円

(4) 講座制は現行通りとして, I (4)の比に対応して修正値は,

(非実) $A_1 : B_1^* : C_1^* = 519.3 : 414.1 : 307$
= 169 : 135 : 100

(実験) $A_2 : B_2^* : C_2^* = 1,971.3 : 1,460 : 1,020 = 193 : 143 : 100$

(5) 上述の修正ではBとAとCのどの程度の間にあるか。

修士の創設に当って $B = \frac{A-C}{n} + C$ で $n = 4$ とした。(42年度の教授当研究費から, $n = \frac{A-C}{B-C}$ を算出すれば 4 となる)。上述の如く修正した場合には $n_1^* = 1.985$, n_2^* となり約 2 である。

(注) さきに配布された資料の末尾にある「大学学部一般校舎必要坪数算出一覧表」から, 文理学部, 理学部, 薬学部, 農学部に対しては $n =$

2である。

$$C_1^*/C_1 = C_2^*/C_2 = B_1^*/B_1 = B_2^*/B_2 = 1.4$$

III. 修正を行うための年次計画

一挙に上述の修正は実現困難と予想されるならば、年次計画を試算すると、この間、講座制(A₁, A₂)は、他の区分と同じく、従来通りI(3)のように前年度比で10%増加と見積る。

修正は43年から始めて(y)年間で完了するものとす。

42年度における現行値と修正値との間には、

5カ年計画の場合の経過期間中の教授当研究費(単位 千円)

42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
	$r=1.177$	$r^2=1.387$	$r^3=1.633$	$r^4=1.925$	$r^5=2.266$
$C_1=219.2$	258	304	357.5	422	422
$C_2=728.2$	857	1,010	1,190	1,400	$C_2^*=1,642.7$
$B_1=294.3$	345	408.5	481	566	$B_1^*=666.9$
$B_2=1,039.1$	1,244	1,441	1,695	2,000	$B_2^*=2,351.4$
	$r=1.1$	$r^2=1.21$	$r^3=1.331$	$r^4=1.464$	$r^5=1.6105$
$A_1=519.3$	571.2	628.4	691.2	760.4	836.4
$A_2=1,971.3$	2,168.4	2,385.2	2,623.8	2,886.2	3,174.8

y倍カ年経過後には C_1^* は42年度の値の(1.1)yになるが、42年度の C_1 から上昇してこの値になるために必要な前年度比増加率(r)は、

$$1.4(1.1)^y = r^y \text{ から } r = 1.1 \times (1.4)^{1/y}$$

5カ年計画(y=5)とすれば $r=1.177$,
y=3とすれば $r=1.23$

IV. 博士講座数, 教官数調(42年度予算参照書による)と研究費額の比較

修士講座制, 学科目制については次の略算をする。(i)講師は助教授に比して少数(6.7%)であるが、これの研究費と助教授と同額とする。(ii)I(1)により助教授, 助手数を教授に換算して、全換算教授数とする。

区 分		講 座 数	積算研究費	総 研 究 費
博士講座制	非 実 験 (A ₁)	739	千円 963.8	百万円 712.5(6.58%)
	実 験 (A ₂)	2,229	3,802.4	8,470.0(78.35%)
	臨 床 (A ₂ ')	395	4,126.1	1,630.0(15.07%)
合 計		3,363		10,812.5(100.0%)

区 分	教 授	助 教 授	助 手	全換算教授数	教授当研究費	総 研 究 費	
修 士	非 実 験 (B ₁)	人 94	人 84	人 28	人 149	千円 294.3	百万円 48.8(0.75%)
	実 験 (B ₂)	1,421	1,461	1,043	2,469	1,039.1	2,563(38.55%)
学 科 目	非 実 験 (C ₁)	2,113	2,686	276	3,686	219.2	808(12.15%)
	実 験 (C ₂)	2,538	2,807	1,297	4,438	728.2	3,230(48.55%)
合 計	6,166	7,083	2,644	10,042		6,649.8(100%)	

9. 教官当積算校費、学生当積算校費の単価比率と物価指数（消費者）比較表（10～42年度）

区 分	昭和 10～20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
教官 当積 算校 費	講座制	非実験	(1.0) 4,081	(1.9) 7,600	(3.8) 15,500	(9.5) 38,750	(21.8) 89,000	(32.6) 133,000	(65.2) 266,000	(65.2) 266,000	(87.1) 274,000	(65.5) 267,150	(62.2) 253,793
		実 験	(1.0) 8,652	(1.6) 14,000	(5.5) 47,400	(13.7) 118,500	(31.6) 273,000	(44.6) 386,000	(89.2) 772,000	(89.2) 772,000	(92.7) 802,000	(90.4) 781,950	(85.9) 742,853
		臨 床	(1.0) 9,776	(1.6) 15,400	(5.4) 52,400	(13.4) 131,000	(30.9) 302,000	(42.9) 419,000	(85.7) 838,000	(85.7) 838,000	(89.6) 876,000	(86.8) 848,250	(82.4) 805,838
	教 授	非実験	(1.0) 1,000	(1.0) 1,000	(2.0) 2,000	(5.0) 5,000	(48.0) 48,000	(72.0) 72,000	(72.0) 72,000	(72.0) 72,000	(74.0) 74,000	(72.2) 72,150	(68.5) 68,543
		実 験	(1.0) 3,500	(1.0) 3,500	(2.0) 7,000	(5.0) 17,500	(38.3) 134,000	(57.0) 200,000	(57.0) 200,000	(57.0) 200,000	(59.3) 208,000	(57.8) 202,800	(54.9) 192,660
		助 教	非実験	(1.0) 500	(1.0) 500	(2.0) 1,000	(5.0) 2,500	(54.0) 27,000	(80.0) 40,000	(80.0) 40,000	(80.0) 40,000	(82.0) 41,000	(80.0) 39,975
	制	実 験	(1.0) 1,750	(1.0) 1,750	(2.0) 3,500	(5.0) 8,750	(46.3) 81,000	(68.6) 120,000	(68.6) 120,000	(68.6) 120,000	(71.4) 125,000	(69.7) 121,895	(66.2) 115,782
		助 手	非実験	0	0	0	0	14,000	21,000	21,000	21,000	22,000	21,450
		実 験	0	0	0	0	29,000	33,000	33,000	33,000	34,000	33,150	31,493
	教官 研究 旅費	講座制（助教 授）	(1.0) 800						(14.0) 11,200	(15.6) 12,500	(13.8) 11,020	(13.8) 11,020	(13.4) 10,690
		学科目制（助 教授）	(1.0) 400						(14.0) 5,600	(16.3) 6,500	(14.3) 5,700	(14.3) 5,700	(13.8) 5,529
	学生 当積 算校 費	文 科	(1.0) 103	(1.0) 103	(4.7) 480	(9.3) 960	(21.6) 2,200	(21.6) 2,200	(21.6) 2,200	(25.2) 2,600	(25.2) 2,600	(24.0) 2,473	(22.8) 2,352
理 科		(1.0) 247	(1.0) 247	(2.0) 500	(4.6) 1,140	(10.5) 2,600	(10.5) 2,600	(10.5) 2,600	(17.8) 4,400	(17.8) 4,400	(16.9) 4,185	(16.1) 3,980	
医 科		(1.0) 285	(1.0) 285	(2.3) 660	(7.5) 1,620	(14.0) 4,000	(14.0) 4,000	(14.0) 4,000	(16.8) 4,800	(16.8) 4,800	(16.0) 4,565	(15.2) 4,342	
消費者物価指数	(1.0)	(50.6)	(109.1)	(189.0)	(236.9)	(219.9)	(255.5)	(266.1)	(286.2)	(301.8)	(297.4)		

備考 1. 消費者物価指数は（東京）昭9～11年までを1（総理府統計局）（日本銀行経済統計月報〔年平均〕）
2. 昭和42年度は昭和41年12月を計上

Ⅲに述べたB、C区分に対する修正の要請は上表の1.4倍であり、66.5億円×0.4=26.6億円の増となる。

（参考）新設大学拡充特別委員会から
国大協第35回総会への報告

（40. 11. 26）

本特別委員会は設置以来、旧設大学と新設大学との格差について検討を進めてきたが、その格差はあまりにもはなはだしく、又旧設大学相

互間、新設大学相互間にも相当の開きのある場合が多く、一朝一夕にこれらを是正することは困難である。

よって本委員会としては、比較的容易に手を付けられ、実効を期待し得られそうな点から着手し、漸次他の問題にも及ぼしたいと思う。

問題点 1. 講座制と学科目制との教官の定員
について

いまかりに工学部系の学生定員40名の学科を例にとって、教員編成をいえば

(単位 円)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
(74.2) 303,000	(81.8) 334,000	(38.3) 340,179	(89.0) 363,100	(106.8) 435,720	(126.0) 514,300	(144.9) 591,500	(160.2) 653,700	(166.0) 677,500	(195.1) 796,500	(214.7) 876,200	(236.2) 963,800
(102.5) 887,000	(112.8) 976,000	(131.3) 1,136,064	(165.6) 1,432,900	(198.7) 1,719,480	(234.6) 2,029,700	(269.8) 2,334,200	(298.1) 2,579,400	(309.0) 2,673,300	(363.2) 3,142,500	(399.5) 3,456,800	(439.5) 3,802,400
(98.4) 962,200	(108.3) 1,059,000	(126.1) 1,232,676	(159.0) 1,554,800	(190.9) 1,865,760	(255.3) 2,202,400	(259.1) 2,532,800	(286.3) 2,798,800	(296.7) 2,900,800	(348.8) 3,410,100	(383.7) 3,751,100	(422.1) 4,126,100
(68.5) 68,543	(76.0) 76,000	(77.4) 77,406	(82.6) 826,000	(99.1) 99,120	(117.0) 117,000	(134.6) 134,600	(148.7) 148,700	(154.1) 154,100	(181.2) 181,200	(199.3) 199,300	(219.2) 219,200
(54.9) 192,660	(60.4) 212,000	(64.6) 226,204	(87.4) 274,100	(49.1) 329,280	(111.1) 388,700	(127.7) 447,000	(141.1) 494,000	(146.3) 512,000	(171.9) 601,800	(189.1) 662,000	(208.1) 728,200
(76.0) 37,977	(84.6) 42,000	(85.6) 42,777	(91.4) 45,700	(109.7) 54,840	(129.4) 94,700	(148.8) 74,400	(164.4) 82,200	(170.4) 85,200	(200.2) 100,100	(220.2) 110,100	(242.2) 121,100
(66.2) 115,782	(73.1) 128,000	(78.0) 136,576	(94.7) 165,700	(113.6) 198,840	(134.1) 234,700	(154.2) 269,900	(170.4) 298,200	(176.6) 309,000	(207.5) 363,200	(228.3) 399,500	(251.1) 439,500
20,378	23,000	24,426	25,000	30,000	35,400	40,700	45,000	46,700	54,900	60,400	66,400
31,493	35,000	37,345	45,400	54,480	64,300	73,900	81,600	84,500	99,300	109,200	120,100
(13.4) 10,690	(14.1) 11,300	(16.1) 12,800	(18.7) 14,972	(20.6) 16,469	(26.8) 21,410	(28.0) 22,373	(28.0) 22,373	(28.0) 22,373	(30.3) 24,200	(37.8) 30,300	(41.6) 33,300
(13.8) 5,529	(14.5) 5,800	(16.5) 6,600	(19.2) 7,666	(21.1) 8,433	(27.4) 10,963	(28.6) 11,456	(28.6) 11,456	(28.6) 11,456	(31.0) 12,400	(38.8) 15,500	(42.8) 17,100
(28.2) 2,900	(33.8) 3,480	(34.4) 3,544	(36.7) 3,783	(36.7) 3,783	(36.9) 3,800	(44.7) 4,600	(53.4) 5,500	(64.1) 6,600	(70.8) 7,300	(77.7) 8,000	(85.4) 8,800
(20.2) 5,000	(24.3) 6,000	(33.0) 8,148	(35.2) 8,699	(35.2) 8,699	(35.2) 8,700	(42.1) 10,400	(50.6) 12,500	(60.7) 15,000	(66.8) 16,500	(73.7) 18,200	(81.0) 20,000
(18.9) 5,400	(22.7) 6,480	(30.9) 8,800	(33.0) 9,395	(33.0) 9,395	(33.0) 9,400	(39.6) 11,300	(47.7) 13,600	(57.2) 16,300	(62.8) 17,900	(69.1) 19,700	(76.1) 21,700
(300.2)	(308.9)	(312.1)	(316.2)	(328.0)	(345.0)	(368.0)	(397.3)	(413.3)	(443.1)	(464.4)	(471.0)

による)

講座制(大学院博士課程)の場合

教授6, 助教授6, 助手12

学科目制の場合

教授4, 助教授4, 助手4

が一つの型となっている。もちろん研究費の計算方法も全然違うが、いまは研究費の問題には触れないことにする。

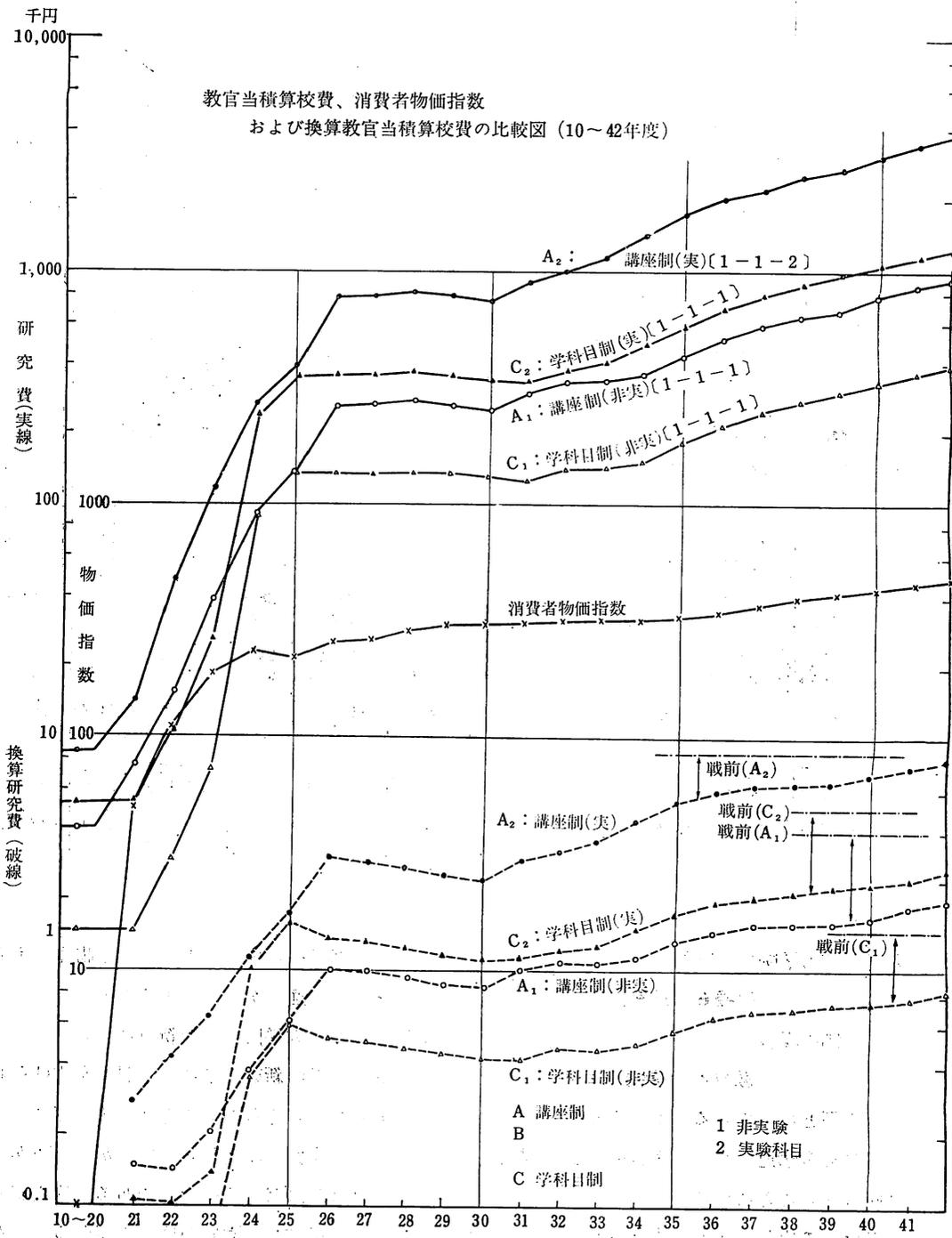
実際はこの定員さえも、満たされていない場合も多い。そこで文部省に対してまず申し入れたいことは

「文部省への要望第1。不完全講座・不完全

学科目を速やかに充実すること。」

問題点 2. 大学院課程の新設について

さて、近頃新設大学に修士課程を設けられたものが、いくらかでてきた。その際に、教官定員は実質上ふえていないのが実状である。これははなはだしく不合理である。修士課程の学年が増加し、教官の仕事のふえることを考えれば、当然教官数を増加すべきである。はじめに述べた講座制と学科目制との差異を



考慮し、工学部系で学生定員40名の学科に修士課程を置く場合には、次の要望のごとく教官定員を増加するのが、妥当と思う。

「文部省への要望第2。工学部系学生定員40名の学科に修士課程を置いた場合には

教授1，助教授1，助手2

を増強することが必要である。しかも今後このような修士課程新設の場合には、2年の間に上記のような増強を行なうこと。」

新設大学に更に博士課程まで設ける場合には、その結果は旧設講座制と教官組織は同じであるべきである。即ち次の要望にみる通りすべきである。

「文部省への要望第3。工学部系学生定員40名の学科に、修士課程の上に更に博士課程を設置する場合には、

教授1，助教授1，助手6

の人員を増強すること。」

以上の議論においては、工学部系学生定員40名の場合を例にして述べた。学部が異なれば（たとえば非実験）、異なる基準があるはずである。従ってその基準によって措置することを要望する。

問題点 3. 講座制と学科目制の研究費の差について

現在研究費の計算は講座制（修士講座制を除く）のばあいにおいては、一講座幾何という方法で行なわれ、学科目制のばあいにおいては教授、助教授、講師、助手各定員一員につき幾何という方法で行なわれている。そしてその計算の結果を同クラスの教官についてくらべる時、はなはだしく差があるのはいうまでもない。

もちろん学科目制・修士講座制・講座制の各学科については、それぞれ学生の数及び性

格が違うのであるから、研究費の異なるのは当然であるとの論もあろう。しかしその意味における経費の差異は、学生経費の差異としてまず考慮されているはずである。教官研究費は、教官の純然たる研究費であるべきで、学科目制の学科担当教官の研究費と、講座制の学科担当教官の研究費に優劣の差異を考えるべきでない。

ただ実状としては、教官研究費とは校費積算の単位であり、純然たる研究費以外の費用を含むものである以上、そして又、学生の学習経費も実質的には、この教官研究費に食いつまざるを得ない以上、学科目制、修士講座制、講座制各学科の教官研究費に差異があるのは、ある程度止むを得ないことであろう。しかし現在の実験講座における学科目制対修士講座制対講座制の比は1：1.43：2.69であること、及び非実験講座における比は1：1.34：2.37であることは、その差があまりにもはなはだしいと思う。よって次のことを要望したい。

「文部省への要望第4。文部省は新設大学（学科目制・修士講座制）の研究費を、講座制（博士課程）の研究費と均衡のとれた額まで増加に努力されたい。」

問題点 4. 研究旅費の格差について

現在研究旅費の単価は、講座制、修士講座制、学科目制の場合に著しい差異がある。この差異は当然撤廃すべきである。特に早急な撤廃の実現が困難な場合は、学科目制の研究旅費を修士課程のそれに近づけることが望ましい。

問題点 5. 施設費及び必要坪数算出の基準

標記の問題については、建築単価について又必要坪数算出について、きわめて複雑な基

準が設けられている。これが妥当であるか否かを、今すぐ判断するのは容易でないので、しばらく時をかけて検討したい。

ただし、同じ医学部において博士課程を

もつ講座制の学科が、旧帝大、旧6、新8の3つに分けられて、校舎の必要坪数が別々に算出されているが、その差がはげし過ぎる。これはよろしく検討すべきである。

2. 留学先としての日本の適地性と不適地性

42. 9. 22 第5常置委員会の際文部省より配布のもの
 (東南アジア研究 第4巻第3号 森口氏論文中タイ)
 (国の旧日本留学生に対するアンケートより抜萃)

適地性	不適地性
<p>1) 距離的な近さと心理的親近感 距離的に近いことは留学費の面で負担が軽く、黄色人種・アジア人としての人種的・文化的親近感があり、欧米留学に比べ緊張しなくてすむ。</p> <p>2) 劣等感を持たなくてすむこと 白人に対する劣等感は強いが、日本の場合、劣等感をもたなくてすむ。</p> <p>3) 科学技術の優秀性 日本からの輸入品を見ても、科学・技術の面で欧米にひけをとらない。</p> <p>4) 近代化の早さのモデル 異質な文化と伝統をもちながら、近代西欧文明の消化に成功したことで、その過程の早さがモデルになる。</p> <p>5) 日本語による活躍舞台の広さ 日本商品の進出や日本人の増大によって、留学経験者の日本語が活用される機会が多くなった。但し、官公庁関係ではあまり活用できない。</p> <p>6) 日本留学生間の競争が少ないこと 米・英・濠からの帰国留学生は数が多く待遇もよいため競争が激しい。日本留学生は米・英・濠帰りの人との競争では不利であるが、日本帰りの同志では競争がない。</p> <p>7) 学部留学生奨学金の特殊性 日本の国費留学生の試験合格者は、タイ国ではき</p>	<p>1) 日本語の修得困難と日本語の国際的通用性の欠如 中国系で漢字を知っている者でも、日本語の修得は困難で時間が長くなる。また、苦勞して覚えても、対日関係以外の場では通用しない欠点がある。</p> <p>2) 日本留学生や日本の学位に対する社会的評価が低いこと 米・英・濠の留学生やそれらの大学の学位に比べ、日本の留学経歴や学位が低く評価されている。たとえば、官公庁では米・英の大学修了者の初任給は1,600パーツ、日本の東大・早大のみ1,200パーツであり、他の大学はタイの大学卒と同様1,050パーツである。医学の面でも日本の医学士だけでは開業できない。</p> <p>3) 日本人の差別意識 入国管理の移民官や日本国民は、白人には丁寧だが、アジア諸国人を蔑視していて不愉快である。</p> <p>4) 日本人の閉鎖性・島国根性 留学生を特別扱いし、始めは外見上非常に親切だが、その後は閉鎖的で、つき合いが悪い。</p> <p>5) 大学制度の欠かん 一般教育課程での温情主義と、教育の面での中等教育との重複、大学院の学位制度のあいまい性が留学生をスポイルする。留学生部での日本語教育が甘く専門に入って行けない。</p> <p>6) 生活習慣の相違 東南アジアの留学生を気持ちよく受入れる下宿が少ない。食事・風呂・たたみなどの生活習慣のちがいがから快適な住居が少ない。</p> <p>7) 自然科学・数学における基礎学力の相違 中等教育での学力に相当の差があり、語学のハン</p>

わめて優秀な人達である。欧米諸国は、学部留学生を招致するものが少ないので、日本の学部留学生は大きな魅力である。

ディキップの上に、これらの科目の差を取戻すことは容易ではない。

3. 大学特別研究期間制度要項

(慶応義塾大学)

1. 慶応義塾大学は学事の振興を目的として大学特別研究期間制度を設ける。
2. 各学部の大学専任教育職員で、原則として継続6年以上講義を担当した者はこの制度の適用を受けることができる。
3. この制度の適用を受けようとする者はあらかじめ当該期間中の研究計画を添えて所属学部教授会に申請する。教授会はこの申請を審議し、適用者を議決する。
その議決に基づき塾長が決定する。
4. この制度を適用されたものは、研究期間中、この目的に専念するため講義その他の塾務を免除されるとともに、塾外において、この制度の趣旨に添わない業務に従事してはならない。
5. ① 研究期間は原則として1か年とする。ただし教授会の議決を経て、塾長の決定により1か年以内の延長を認めることがある。
② 研究期間は大学専任教育職員として在職中に通算四年を越えないものとする。
6. 研究期間中は本給の全額を支給し、定時昇給を行なう。またその期間の期末手当の全額を支給する。ただし、諸手当は支給しない。
7. 研究期間を終えた者は、6か月以内に教授会を通じて塾長に研究報告書を提出しなければならない。
8. この制度の実施に関し、諸部門間の調整、および疑義などについては大学評議会の審議

会を経て塾長が決定する。

付則1. この制度は昭和42年9月1日から実施する。ただし、当初3年間は試行期間とする。試行期間終了の時点において、この制度制定の趣旨にそって再検討するものとする。

付則2. この制度と留学規定との関連については次のようにする。

(1) 「留学」期間は原則として本制度5の②に定めた研究期間に繰り入れる。ただし、「助手期間中の留学」および「休職扱いの留学」を含まないものとする。

(2) この制度施行前の「留学」期間はこの制度の研究期間に繰り入れないものとする。

以上

4. 外国雑誌購入方法の改善について

東京大学事務改善委員会「図書関係専門委員会」一答申一

(図書館の窓 Vol. 6 No. 8 抜萃)

上記の図書関係専門委員会(委員長佐竹大通他9名の委員)は、昭和40年12月より、約1年3ヶ月にわたり、標記の議題について審議して来たが、昭和42年4月18日答申がまとまり、5月26日の事務改善委員会に提出され、承認された。今後はこの答申にもとづき、別に、実施委員会が結成され具体的な方策を検討することになる。

この答申は、まえがき、第1章：問題の所在と解決への方向、第2章：改善途上の諸問題、第3章：改善計画、第4章：審議過程、および

添付資料(1. 本学における外国雑誌購入部局名, 2. 本学における外国雑誌購入価格調査, 3. 京都・大阪両大学における窓口一本化による前金払の実情)からなるもので、本文だけでも20頁にわたるものなので、ここではその内容を要約し(但し、第3章は原文のまま)解説にかえることとする。

第1章 問題の所在と改善策

東京大学では、昭和40年度内に重複も含めて約6,300点、金額にして約7千万円の外国雑誌を購入している。(1)これらのうち全学的なもの20点を選び、その購入状況を見ると、133段階の価格で延べ208部局へ納入されている。すなわち、一点平均6~7段階の価格をもっていることになる。また一例をあげると、「Nature」誌は学内で14段階の価格をもち、25の部局に納入されている。最高と最低の価格差は3,200円(19,030円~15,830円)である。また、同一雑誌を同一書店から購入しても、1,960円もの価格差をもつものもある。いずれにしても、一人の契約担当官のもとに、このような価格の不統一が存在することはあらためて会計検査院の指摘をまつまでもなく是正すべき点であろう。価格が全学的に妥当な線で統一されれば、契約の業務も書店の手数もかなり単純化され、ひいては価格にも影響するものと考えられる。(2)これらの雑誌の購入方法については、数年前、会計検査のさい指摘を受けたことがあり、当時、経理部長名で公文書が出され「事前の支出負担行為の確認による後金払」が指示されたが、事務の煩雑さを加えるのみで実益を伴わないため、かならずしも徹底していないまま今日にいたっているのが実状である。さらに細部の事務手続にいたっては千差万別といって過言ではない。

もともと外国雑誌の購入は前金払が建て前であって、書店の目録価格もそれによって算出されている。しかし在来、国立大学等においては、支払いは現物が納入されてのち行なわれるという会計法規上の原則から後金払が行なわれて来た。そのため書店は大学にかわって立替払をしていることになり、立替中の金利はまた何らかの形で大学から得ているものと考えられる。すなわち前金払で契約することは、書店側の金利負担を軽くすることであり、後金払より安く購入しうことは明らかである。この前金払を実施している主な大学の購入価格は、かならずしも同一ではないが、書店目録価格の5%程度の割引が全学的な規模でなされているのが現状である。なお本委員会の調査によれば、全国的に前金払を行なっている国立大学が圧倒的に多く、旧帝大では本学と東北大を除く全部、また近くでは東京教育大、お茶の水大、東京医科歯科大、横浜国立大等がすでに前金払を行なっている。会計法規上、外国雑誌については前金払の特例が認められている以上、本学においても前金払を実施することが望ましいと考える。またその時期については、早ければ早いほど割引率は多くなるわけであるが、値上がり、廃刊、および年度内支出等を考慮し、適当な時期を定めなければならない。(3)すでに前金払を実施している国立大学では、いずれも窓口を一つに集中して見積もり合わせ、予約、契約、支払と一連の事務を処理している。京都大学では本部の契約掛、大阪大学では附属図書館がそれぞれ窓口となり、契約、購入の業務を行なっている。本学においても、76の図書館(室)が各々の不足勝ちな人員で、同じような契約その他の業務に追われている現状ではすみやかに集中的な事務処理の窓口を設けることが緊要であろう。(4)今後ますます

す増加してゆくと思われる全学の約7千点の外国雑誌の契約、購入の事務および統計、欠号、未着、廃刊等の事故を処理してゆくためには、窓口となるところに電子計算機その他の高性能な事務機械の導入が望ましい。これらの機械は、大量でしかも複雑な事務を間違いなく速やかに処理するものであり、一本に集約されることによって最大限の偉力を発揮するであろう。(5)なお図書館の見地から見ても窓口の一本化はきわめて有効であり、機械化と相まって、購入外国雑誌に関する限り、書誌作成、参考業務等で多角的なしかも完全な成果が期待され本学における「外国雑誌情報センター」ともなり得るであろう。

第2章 改善途上の諸問題

(1) 購入価格の調整

いくつかの部局図書館(室)では、後金払で、しかもかなりの割引を受けているところがある。その割引率が異常に高い部局では、統一的な価格が決められた場合、従来より不利な条件をこうむることになる。この問題に関しては、部局の問題としてでなく全学的な視野から解決されなければならないであろう。

(2) 窓口への移算

年度当初に窓口は各部局から予算の移算を受けて、一括支払いをすることになるが、部局の事情によってはそれが難しいところがある。この問題に関しては、外国雑誌の重要性と改善策の利点の認識を高め、各部局の善処を要望することが大切であろう。

(3) 競争入札

一括購入を行なうさい当然競争入札の問題が起こってくるが、外国雑誌の場合、海外の出版者から継続直送されてくるため、年々契約書店

を変更するような事態が起こったならば、未着、欠号、重複はさけられず、利用者にとってはもっとも好ましくない状況となるであろう。過去においてこのような苦い経験をした大学もあり、現在毎年競争入札をしている大学はないようである。また競争入札をした結果、出血契約をあえてした輸入業者が倒産した事例もあるので、事情のゆるす限り信用ある書店と契約することが望ましい。この問題に関しては、外国雑誌の特殊性を考慮し関係当局の配慮をお願いしたい。

(4) 其他

イ. 契約期間中のやむを得ざる値上がりの問題、ロ. 欠号補充の問題、ハ. 取り扱うべき雑誌の範囲の問題、などの諸問題があるが、本改善策を阻む決定的な要素とはなりえないであろう。

第3章 改善計画(答申原文のまま)

(1) 前金払を実施する上の前提事項

a 納入業者の選択および予約は、雑誌の管理・運営上、部局の自主性を尊重する。
b 外国雑誌の購入は、契約の性質および目的が、競争を許さないのので、一般競争契約(入札)とせず、随意契約とする。

c 前金払の支払時期は、雑誌の発行年度(1月から12月)とせず会計年度(4月～翌3月)とする。

d この実施案を施行する当初は、総合図書館、部局図書館(室)および本部(特に経理関係)からなる委員会を構成し、軌道にのるよう協議する。

(2) 窓 口

窓口は、総合図書館におき、若干名の実務担当者をおく。

(3) 予 約

予約は各部局毎とし、9月から10月頃納入業者に予約し、窓口へ予約雑誌名および納入業者名を通告する。

(4) 購入価格の決め方

a 外国雑誌の購入に際しては、次のような特質を考慮しなければならない。

- i) 雑誌には、定価がある。
- ii) 雑誌は、出版者と予約者との直接販売を原則としているので、単行書のように業者間割引がないのが普通である。

(注) 国内業者がその間に介在するのは、外国為替の送金上の便宜、事務手続の煩雑等のため、単なる代理店 (agent) にすぎない。この関係を図示すると次のようになる。



iii) 雑誌は、継続かつ迅速なる供用をたてまえとしているので、入札による業者選定は望ましくない。

b 購入価格は、雑誌の外国販売価格を基本として、次の算定による。

定価 (外国販売価格) × 公定邦貨換算レート + 手数料 (係数) とする。

係数とは、送金料、郵便料、レート之差、保証金 (予約金) の金利、人件費、営業費、欠号補充費等の実費を邦貨価格に対する100分率で表わしたものをいう。

(例)

アメリカで10ドルの定価がつけられている雑誌の購入価格は、係数20%としたとき、4,320円である。

内 訳

邦貨価格 $10(\text{ドル}) \times 360(\text{円}) = 3,600(\text{円})$
(公定レート)

係 数 $3,600(\text{円}) \times \frac{20}{100} = 720(\text{円})$

購入価格 $3,600(\text{円}) + 720(\text{円}) = 4,320(\text{円})$

c 納入業者に1~2月頃、外国販売価格と邦貨を記入した見積書および係数見積書を提出させる。

d 上記の計算方式で購入できない雑誌については、書店目録の5%引きとし、書店目録にのっていないものについては、そのつど窓口と納入業者が協議して決める。

(5) 移 算

部局別の雑誌購入価格が確定次第窓口から各部局へ報告し、移算する。

移算の対象となる外国雑誌は、各部局で取り扱っている雑誌の全部とする。(ただし、出版状態および購入金額の不確実なものを除く。)

(6) 支払方法

a 前金払とする。(ここでいう前金払とは、雑誌の納入完了前のもを支払うことをいう。)

b 原則として年1回、時期は4~6月とし、そのときの支払条件として(i)購入価格の確定したもの(ii)すでに初号が到着している雑誌またはそれに準ずるもの(iii)年度内に確実に入手可能な雑誌に限る。

c 6月までに上記の条件がみたされず、そのため支払不能の雑誌については、支払条件がととのい次第前金で支払う。ただし、事務の煩雑をさけるため、その時期を9月、12月および年度末とする。

d 原則として前金払をしたあとの雑誌の値上がりは認めない。

(7) 未着および欠号についての処置

- a 未着および欠号については、部局図書館（室）が速やかに納入業者に連絡し、その補充を要求する。
- b やむを得ざる理由（天災その他供給者の責に帰しがたい事由）により未着および欠号が生じ、年度内に補充できない場合は、各部局は、業者から期限つき（6月30日）までの納入誓約書を取り、3月20日までに窓口へ提出する。
- c 未着および欠号について部局から報告を受けた窓口は、それらを一括して業者ごとに納入延期願の提出をもとめ、期限内に納入させるよう督促する。
- また、窓口はこの納入延期願にもとづいて、未精算報告書を作成する。
- d 納入延期願の期限は6月までとし、それでもなお納入できないものについては、10月までの再延期をみとめるが、それ以後は許可しない。
- e 10月までに納入できない場合は、業者からの入手不能と考え、速やかに返金させる。
- i) 物品供給契約基準による場合は、前金払を行なった日から返納の日までの日数に応じ、前金払に対して日歩 銭 厘の割合で計算した利息を付して返金する。
- ii) 物品供給契約基準17による場合は、窓口からの請求により速やかに返金する。
- f 納入業者は、休刊・廃刊等の理由により納入不能が判明した雑誌については、速やかに報告し、おそくとも3月15日までに返金できるよう、窓口へ手続をとること。
- (8) 欠号補充
- 未着および欠号で補充不能のものに対して、やむを得ざる場合は、バックナンバーまたはゼロックス等の複写によるものの納入を認め

る。

ただし、その代金については別途考慮する。

5. 頭脳流出 (brain drain) について

昭和42年9月

外務省経済局国際機関第二課

1. 問題の所在

近年世界各国（先進国、後進国双方）から相当数の優秀な科学者、技術者、医者が毎年米国に移動定住し、この傾向はますます強まりつつある。かかる傾向は欧州や日本にとっては、米国と他の先進国との間の技術格差を固定し、またはますます拡大する方向に進めることとなるので、国家の将来を左右する重要な問題として認識されるようになった。また絶対的な人材不足に悩んでいる低開発国もかかる頭脳の流出は自国開発の指導層の根を絶やすことになるとしてこれを憂慮している。これが所謂頭脳流出 (brain drain) の問題である。

各国とも、多額の教育投資の成果が流出することとて、最近頭脳流出引止め策を真剣に検討しているが、米国の給与の高水準、研究施設、組織、実験の機会の多量さ、与えられる地位、研究意欲に対する刺激、情報入手等についての研究環境の良さ等々の諸理由のため、急拠流出した科学者、技術者を自国へ呼び戻すことは不可能であり、目下のところ、いずれの国も名案はもっていない現状である。国によっては米国に対し自国科学者の引抜きを控えるよう呼びかける一方、自国給与水準の引上げ、所謂逆スカウトによる米国か

らの自国技術者の呼び戻しなどをはかっているが大きい成果は上っていない。

しかし、目下「技術格差」がOECDにおいて大きい問題として検討されているので、早晚頭脳流出の問題もとり上げられる可能性があると思われる。

2. 米国への移住

科学者、技術者、医師の米国への移住は毎年増加している。これはさきあげた米国の基本的な魅力の他に1962年の米移民法の改正によって移住制約の解除幅を逐年拡大してきたことにもよるが、科学者、技術者、医師の米国への移住者は1956年には5,373人であったものが1966年には9,534人となって10年間に77%の増加となっている。

1966年の調査によれば米国の科学者、技術者、医師の総数が所謂専門職従事者(Professional, technical and kindred workers)の総数に占める割合はおおよそ20%であるが、移住者においては、この割合は1956年で28%と米国一般の水準より高く、さらに1966年には32%となった。

3. 各国における頭脳流出の重要性

米国への頭脳流出が多い国は言語上の関係もあってカナダ、英国であって、毎年カナダは3,000人英国は2,000人以上の科学者、技術者、医師が流出している。これに次いで多いのがドイツであり、毎年700人位の流出である。その他主要国ではスイスが200~300人、イタリア、フランス、日本がそれぞれ100~200人程度の科学者、技術者をアメリカへ失っている。予想以上に大きいのは低開発国からの対米頭脳の流出で、1956年には2,200人程度であったものが、1966年には5,500人程度となって急激に増加している。(第2表参

照)

これを専門別にみると大まかにいえば全体の50%が医師、35%が技術者、15%が科学者であって、各国ともこの比率はさ程の差はない。

各国別にみると次のとおりである。

英国においては、毎年2,000人の対米流出があつてきわめて重大な問題であると認められている。この5年間に英国で誕生した医学博士のうち40%は外国で働いており、毎年1,000人近い医師の流出で政府の国民健康保険法に基づいて行なっている国民健康保険事業(National Health Service)も最近急速に医者不足が目立つようになった。1966年に英国航空業界から1,300人の高級技術者が退職したが、このうち550人が米国に渡っている。この理由としては英国の相対的低給与の他に、英国の研究制度の古さが指摘されている。

これに対して英国側でも、逆に高給を出して英・米・加の科学者、技術者、経営者に英国で働くことを呼びかける企業も最近見られるようになった。

カナダは最大の流出国ではあるが、また流入者数が流出者数を上回っているといわれている。

ドイツは、英国ほどではないが、本問題に関心をもっており、米国の水準には及ばないとしても西独政府は最近研究従事者の給与を平均月額3,000DM(750ドル)まで引上げることとした。(また、在外研究者の帰国するためには在外研究者の帰国促進費として1967年に116,000DM、前在外研究者の保証として1967年に90,000DMの予算を組んでいる。しかしながらドイツからの流出は給料の問題よ

りもむしろ組織の問題の方にウエイトがあるのは英国と同様であって Dr. Mössbauer (ドイツのノーベル物理賞受賞者) は“われわれは19世紀の管理方式の下で最新科学の研究を行なっている”といているほどである。なお、ドイツでは新聞広告による技術者募集を禁止する法の制定をはかったが、最高裁のくつがえすところとなった。

スイスは、歴史的に常に英独等の外国に技術者が流出していた国であるが、最近ではこれらの流出は米国に集中するようになった。人口比でみると、英、独ではなくスイス、カナダが最大の流出国となっている。しかしながらスイスでは流出頭脳の半分以上がさらに優秀な技術を身につけて帰ってくるといわれている。

フランス、イタリアは、生活環境の差等からそもそも科学者等のインテリ階層の対米移住者が少ないこともあって、頭脳流出はこの両国にとってはさ程大きな問題とはなっていない。

日本もフランス、イタリアとほぼ同様といえる。ただ数学者についてはトップクラスのかなりの部分がアメリカに長期滞在し大きな問題となっていることは周知のとおりである。

低開発国からも相当数の対米頭脳流出がみられることは前述のとおりである。低開発国においては、インド等自国大学を卒業しても職がないために流出する場合もあり、また米国の援助によってアメリカで教育されたエリートが、自国に帰りたいがらない、米国で受けた教育が自国の開発には直接役に立たないとかの理由によってアメリカにそのまま残る例も相当あるものと考えられている。

オーストリア等の小国先進国では国内研究

組織の硬直化によって若いエリートは米国に流れるという現象が出ている。

4. 米国における移住者の占める比重

毎年の科学者、技術者、医師の移住者数と、それぞれにおける米国大学卒業生数とを比較してみると、科学者については米国大学卒業科学者と移住者との割合は2%に過ぎず大きな重要性はないと考えられている。しかしながら、技術者は10%を占めており、さらに医師は1956年に16%であったものが、1966年には26%を占めるようになって、極めて重要な地位を占めている。(第3表参照) 現在移住許可を待っているものを考慮すると、近年中に移住者数は益々増加するものと予想され、移住者の占めるウエイトは益々重要になるものと予想される。

さらに移住者の能力は米国平均よりも高いものと考えられるのでその占める地位はさらに高めて考える必要がある。例えば低開発国からの移住者の教育程度を米国と比較すると次のとおりである。

	科学者		技術者	
	移住者	米国	移住者	米国
博士	53%	38%	15%	5%
修士	32	27	28	17
学士	12	32	38	63
その他	3	2	19	15

5. 本問題に関する米国の意見

科学者・技術者・医師の米国への頭脳流入に関しては、政府政策委員会の下で本件を検討した研究技術計画補助委員会の意見が、ほぼ米国政府の意見を代表するものと考えられる。本委員会は次のような意見を出している。

(1) 学者は自分の好む所に移動するものであ

り、現在は米国が最も彼らに魅力のある場所となっているだけである。

- (2) タレントの移動は貿易や金融と同様双方に利点があるものである。流入国は彼らの生産により得るところがあり、流出国は科学技術の進歩による分け前を、また高額な教育投資及び研究設備投資を行なわないで得ることができる。これは後進国に正に当はまるものである。
- (3) 頭脳流出の影響は先進国と低開発国に対するものに分けられる。先進国に対しては問題はないといえる。先進国は米国への流出があったとしても自国で補う人的資源をもっており、また第三国からの流入を図ることもできる。
- (4) 低開発国は少し誇張されるきらいがあるにしても、このような人的資源がないので

問題がある。米国は自国の需要をまかなえるように自国供給量を養成する必要があり、また海外にある米国企業の支店はアメリカで教育を受けた者をできるだけ雇う必要がある。今後さらに低開発国からの流入が増加する傾向が続けば米国としても制限する必要があろう。

ことに低開発国の開発にとっては頭脳流出は深刻な問題である。低開発国からの流出は医療サービスや大学教育等の基本的サービスを弱め、指導力、創造力、企画力のある者を少くすることとなり、これは低開発国の発展の根を絶やすこととなり、先進国との貧富の差をますます広げることとなる。この意味でも米国は低開発国からの流入を制限すべきである。

(第1表) 科学者、技術者、医師の専門職従事者に占める割合

	専門職に従事する移住者 1956=100 (A)		科学者・技術者・医師の移住者 1956=100 (B)		B/A × 100
1956年	18,995人	100	5,373人	100	28.3
1962	23,710	125	5,956	111	25.1
1963	27,930	147	7,896	147	28.3
1964	28,756	151	7,810	145	27.2
1965	28,790	152	7,198	134	25.0
1966	30,039	158	9,534	177	31.7

(注) 年は米国会計年

科学者には社会学者は含まないで、米国への移住者に占める科学者・技術者・医師など高級移住者の割合は高くなりつつある。(第1表参照)

(第2表) 科学者、技術者、医師の主要国からの米国への移住者数

() は医師であって内数である。

	1956年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年
カナダ	2,546 (1,526)	2,711 (1,622)	3,219 (2,012)	3,108 (1,969)	3,137 (1,881)	2,827 (1,660)
イギリス	901 (461)	1,488 (806)	1,918 (986)	2,017 (984)	1,926 (953)	2,015 (732)

ドイツ	900 (543)	574 (278)	681 (308)	785 (338)	761 (373)	615 (252)
スイス	255 (98)	157 (58)	211 (69)	240 (91)	262 (86)	297 (63)
イタリア	198 (125)	126 (62)	123 (67)	73 (32)	98 (38)	185 (70)
フランス	140 (59)	102 (54)	141 (50)	162 (76)	168 (58)	180 (61)
日本	27 (6)	43 (11)	135 (52)	49 (10)	44 (20)	124 (45)
低開発国	2,231 (1,136)	3,197 (1,847)	4,344 (2,047)	4,152 (2,117)	3,604 (2,021)	5,540 (2,613)

この表の科学者には社会学者を含んでいる。

(第3表) 米国大学新卒者数と移住者数との比較

(1)

会計年	科学者 米国大学卒移住者			技術者 米国大学卒移住者		
	A	B	B/A×100	A	B	B/A×100
1956	45,948人	1,022人	2.2%	31,646人	2,804人	8.9%
1962	71,307	1,104	1.5	44,851	2,940	6.6
1963	77,149	1,612	2.1	44,471	4,014	9.0
1964	86,574	1,676	1.9	47,746	3,725	7.8
1965	93,368	1,549	1.6	50,975	3,455	6.8
1966	99,145	1,852	1.9	51,785	4,921	9.5

(2)

会計年	医師 米国大学卒		移住者 B	B/A×100
	A	B		
1956	9,862人	1,547人		15.7%
1962	10,392	1,912		18.4
1963	10,469	2,270		21.7
1964	10,538	2,409		22.9
1965	10,482	2,194		20.9
1966	10,580	2,761		26.1

E そ の 他

1. 学長・役員等の異動について

会報第37号報告以降、学長・役員等の交替は次のとおりである。

(1) 学長交替

大学名	旧	新
北海道教育大学	城戸幡太郎 (事務取扱)	中川 秀恭
群馬大学	柴田 勝博	秋月 康夫
金沢大学	石橋 雅義	中川善之助
新潟大学	伊藤 辰治	山内 峻呉 (事務取扱)
東京水産大学	黒沼 勝造	平野 弘
電気通信大学	松平 正寿	松村 定雄
東京学芸大学	高坂 正顕	鎌田 正宣

(2) 役員交替

役職名	旧	新
理事(群馬大学長)	柴田勝博 (事務取扱)	秋月康夫
理事(金沢大学長)	石橋雅義	中川善之助

(3) 委員交代

1) 医学教育に関する特別委員会委員

(解嘱) 八木 神戸
(後任) 中川 金沢 (9月22日)
(") 伊藤新潟各大学長 (9月30日)
(9月14日会長、副会長決定)

2) 研究所特別委員会委員

(解嘱) 川村 広島
(後任) 赤木 岡山各大学長
(9月14日理事会決定)

3) 新設大学拡充特別委員会委員

(解嘱) 石橋 金沢
(後任) 中川 金沢 (9月22日)

(") 伊藤 新潟

(") 山内 新潟 (10月1日)

各大学長 (9月14日会長、副会長決定)

4) 教員委員

第一(解嘱) 中川秀恭北大教授
(後任) 松田智雄東大教授
(9月14日理事会決定)

第四(") 台 弘東大教授

(") 村尾 誠北大教授

(9月14日会長、副会長決定)

5) 第1常置委員会専門委員

(解嘱) 安藤、植村、市原各専門委員
(9月14日会長、委員長決定)

6) 大学運営協議会臨時委員

(解嘱) 石井照久教授
(後任) 団藤重光東大教授
(9月14日大学運営協議会決定)

7) 大学運営協議会小委員

(解嘱) 石橋 金沢
(後任) 藤田 お茶の水
(") 高坂東京学芸
(") 中村 横浜国立各大学長
(9月14日大学運営協議会決定)

2. 寄贈図書

京都大学教育学部紀要XIII 京都大学
北海道大学教育学部紀要 第14号 北海道大学
中部地区学生補導厚生研究会
SPS No. 10 神戸大学
Universitas 1967 No. 3

職員録 (佐賀大学) (宇都宮大学)
(鹿児島大学) (神戸大学) (高知大学)
国公立大学学生部関係役付
職員名簿 (42. 7. 15) 文 部 省
大学概要 (鹿児島大学) (名古屋大学)
(東北大学)
海外視察報告 I. II 東京芸術大学小塚学長
昭和41年度卒業生の追跡調査報告
健康相談所, 学生相談所年報
(昭和42年度中間報告)

健康へのしおり

以上3部愛媛大学
会報第4号 国立高等専門学校協会
日本育英会 (1967) 日本育英会
学園紛争の実態 内外情勢調査会
大学入学者選抜試験問題所見集
全国高等学校校長協会
ソ連への旅「医科大学卒業後の教育」
を中心として 新潟大学 伊藤前学長

昭和42年11月15日 印刷 (非売品)
昭和42年11月20日 発行

会 報 第 38 号

東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学構内

大学協会事務局長

印刷兼
発行者

鶴田酒造雄

電話 小石川 (812) 2111 (大代表) 内線 5126
(813) 0647 (直通) 4450